

## 厚岸町議会 平成20年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成20年3月13日

午前10時00分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまから平成20年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、議案第1号 平成20年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書の117ページ、3款民生費、1項社会福祉総務費、7目自治振興費より進めてまいります。7目自治振興費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 8目社会福祉施設費。  
10番。

- 谷口委員 生活改善センターのアスベスト測定分析等委託料というのがありますけれども、この内容について教えてください。

- 委員長（音喜多委員） 町民課長。

- 町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

アスベスト測定分析委託料でございますが、鉄骨造に建設時にアスベストの使用をされている建物について除去をする、あるいは状況によっては密封をする等々の対応を求められたところでございますが、生活改善センターも大研修室にアスベストの使用がございました。状況としましては、天井材で密閉がされている状況でございます。対応としまして大研修室のアスベストの大气調査を継続してやっていこうということで22回、大研修室の2カ所を年2回、継続的に測定調査をするという中身でございます。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 そうすると、これはずっと毎年、今後も継続していくということなわけですね。

それから、できればこの際ですから、他の施設もそういうのがあるんですか。

- 委員長（音喜多委員） 町民課長。

- 町民課長（久保課長） 測定分析調査は毎年継続してやっていくというものでございま

す。

他の施設につきましては、町民課が所管する部分についてはございませんし、建設課で取りまとめている分につきましても、環境政策課で取りまとめている内容によりましては、既に除去するものは除去されていて、厚岸町の持っている公共施設で大気調査をやっているのは生活改善センターだけというふうに話を聞いております。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 教育委員会所管の学校につきましては、尾幌小・中学校の体育館と校舎との渡り廊下、この部分でアスベストの使用が確認されておりまして、この密閉工事も行わさせていただいております。

●谷口委員 それは、これやるんですか。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 尾幌については、20年度いっぱい閉校ということでございまして、密閉工事をさらに補強する形でやってございますので、空気調査については予定してございません。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 他の施設はないということですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

公営住宅の絡みでアスベストが以前、含まれているといったことの、これは平成17年度に調査した段階では含まれているといった住宅がございました。その後、平成18年の9月に労働安全衛生法の施行令が変わりまして、アスベストの含有に対する基準値が大幅に厳しくなった点があります。もともとは1%を超えるものがアスベストの規制がかかったものが、今度は0.1%と非常に厳しい値となったものであります。

これに対しまして、町のほうの公営住宅が含まれていたというところについて、再度調査をいたしまして、その結果、ここの部分についてはアスベストが出ていないといった結果となったものであります。これは18戸ございまして、奔渡団地の52C棟、これが18戸調査をいたしまして、17戸からは検出がされないと、出なかったということでございます。それはもう安心して住まわれると。

ただ、1戸につきましては、0.05%未満という非常に数値的にはもう計量限界に達しているような数値の中で含まれているという結果が出ております。それはもう基準値以下でございますから、ましてこの値が0.05%未満ということで、これも本来は法的には

何ら問題はないといったことにはなっておりますから、それはそのままにしておくと。ただ、どうしても不安的な要素もございますから、この件については気にしないように、そこにペンキ塗装を塗りまして、固めて措置をして、そのまま使っているといったような措置となったものです。ですから、17年度までは空気調査、そういったものを計上しておりましたけれども、今回再調査することによって空気調査は必要なくなったと、20年度は空気調査はもうする必要はないというふうにして判断して、今現在はこのようになっております。

●委員長（音喜多委員） ほかにございませんか。  
14番。

●竹田委員 アスベストの分析でよく出てくるんですけども、調査の仕方で大きく分けて2種類あるんですけども、パッシブ的なものとアクティブという2種類あるんですけども、これどっちのほうで調査をしているんでしょうか。この中身、どっちに決めた基準というんですか、決めた理由というのはどういう理由で決めたのかも知りたいなと思います。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時11分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。  
建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 済みません、時間をとらせまして。  
今、後からその区分け、パッシブ、アクティブでやっている方法の区分けを確認したいと思いますので。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 済みません、僕が聞いたのは、パッシブとアクティブの方法で金額が相当、調査方法としては金額が変わってくるんですよ。それで、国の指導でもって調べ方の調査の方法というのを世界的な方法でやらないとだめだよということで指導を受けているので、この調査しかできないんだというのであれば、それでよろしいので、後でわかれば教えてもらえれば結構です。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 後ほど、確認いたしましてお知らせしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。  
15番。

●石澤委員 その他へき地保育所のところで、施設保育所運営費というのがあるんですけども、これは若松と片無去かなと思うんですが、これは人件費相当のことですか。あと、運営費がどうなっているのか教えてください。

それと、次世代出産祝金とありますけれども、これの第1子、第2子、第3子の割合の人数がわかったら教えてください。

それから、妊婦健康診査通院費の助成の中で、絡んでなんですけども、出産一時金というのがありまして、これお産するときに27万から35万までかかるんですけども、そのお金がそのときに用意できなかったら、一時的に立て替を、前もって申請すると立て替をできるという制度があると思うんですけども、厚岸町の場合それをやっているかどうか、またこれからやってもらえないかどうか教えてください。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） その他へき地保育所に関連しまして、若松保育所、片無去保育所等々の人件費相当の補助金等のご質問でございますが、各保育所に保育士の雇用人件費としまして、それぞれ144万円を各保育所に補助金として出しております。そのほか、各施設の運営上の消耗品、燃料費等につきましては、施設管理を町民課のほうでしておりますので、その関係上、光熱費等々の一定分につきましては、それぞれ所管する町民課のほうで、そちらの所管でお支払いしているという関係でございます。今回ここで光熱水費1万5,000円等計上している分につきましては、尾幌へき地保育所が3月31日に休所になるということでございまして、3月分についての、4月にお支払いする分についての予算を計上しているという内容でございます。

それから、第3子の割合、人数で。当初予算で見込みますのは、無認可幼稚園をあわせまして、これはあくまでも推計ということになりますが、保育料の助成につきましては57名を推計し、予算を245万4,000円計上してございます。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 国民健康保険で持っております出産一時金であります、委員

おっしゃられるように厚岸町国民健康保険の場合は1人当たり35万円という一時金を給付をさせていただいております。ご質問にありました事前払いの話であります。19年の4月から実は制度化されておりました。厚岸町もこの制度に基づいて運用をしております。

ちなみに、19年度の利用はたしか4人だったと思いますが、その方々が申請をされて利用されているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 今の出産一時金のほうなんですけれども、これは自治体から病院にそのまま支払われるんですか、それとも本人が1カ月前に持ってきて、お金を町にもらいに来るんですか、直接、病院のほうに支払うようなことはできないんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 利用のあり方なんです。基本的には厚岸町から直接、医療機関にお支払いをするということでございます。費用が35万円を超える場合につきましては、被保険者の方が差額分だけお支払いをして、35万円は厚岸町が医療機関に直接振り込むということになりますし、費用が35万円かからない場合につきましては、実際にかかった費用分だけ医療機関にお支払いをして、残り分は出産された家庭のほうに直接、町からお支払いをするというやり方でございます。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 129ページまでいきますが、2目児童措置費。3目ひとり親福祉費。4目児童福祉施設費。

9番。

●菊池委員 136ページと140ページに載っておりますけれども、世代間交流、これは保育園児と祖父母などを招いての行事と思われそうですが、それぞれ各地で取り組みがあると思いますが、行事内容についてちょっと教えていただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 世代間交流事業につきましてのご質問です。少子化、高齢化、核家族化の進展の中で、保育所の児童と地域の老人の方々が交流を図ることによって、児童の健全な育成と、それから老人の方につきましては家庭に閉じこもりにならないような、そういった相互の支援といいますか、交流を深めるという事業で、年に4回、各

保育所で実施しております。

真龍保育所につきましては、5月に縁日で遊ぼう、それから8月、七夕会、12月、クリスマス会、2月に節分会ということで、真龍保育所につきましては、それぞれ地区の真栄町、港町、それから住の江町の老人クラブにご案内を申し上げながら実施しています。

それから、宮園保育所につきましても、同様の月に同じような行事ということで開催をし、宮園につきましては山の手、白浜、光荣、宮園といった自治会の老人クラブの方々にご案内をいたします。

それから、厚岸保育所につきましては、またこれも4回実施しております、開催地は同じで内容もほぼ同様の形になっておりますが、厚岸につきましては湾月、松葉、奔渡、あと2つございますが、そちらの自治会の老人クラブのほうへご案内申し上げ、それぞれ参加をいただいております。

各4回、保育所で実施しておりますが、その地域、その地域で線引きとかいろいろありますものですから、参加人数につきましては時期によってばらばらではございますが、少ない会で5人、多いところで16人という参加をいただきながら実施しているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 1度参加したことがあるんですけども、こまづくりとか、こま回し、昔の遊び大会、芋植え、芋植え終わってから、とり入れできてからカレーライスづくり、そういうような昔の遊びを通じて園児と祖父母との交流を図り、一時を過ごすということを進めているというようなことではございますけれども、子供たちからの感想、そのほかの感想、参加率が若干少ないと思われましてけれども、何と申しますか、保育所からの啓蒙活動、広報と申しますか、お便り、いろいろな工夫して、もうちょっと参加率高くしてやっていくと非常にいい児童教育になるのではないかと申されますので、その辺の努力をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 参加率ということでございますが、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、地域によって時期とか、いろいろな事情がございまして、参加できる場合とできない時期というのがございまして、なかなか平均して10名を超えるような参加というのは見込めないわけですけども、できる限り参加しやすい時期を選びながら、周知、広報等に努めながら、一人でも多くの方に参加していただくということに努めたいと思います。

●委員長（音喜多委員） ほかがございせんか。  
10番。

●谷口委員 真龍保育所、それから宮園保育所、厚岸保育所、この保育所の定員数と新年度の入所見込み数、それぞれ教えてください。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 真龍保育所の定員につきましては70名でございます。宮園保育所の定員につきましては60名です。それから、厚岸保育所につきましては100名です。

それから、今回当初で見込んでおります入所予定見込み数ですが、当初予算では真龍保育所で67名、宮園保育所で57名、厚岸保育所で61名を見込んでおります。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、これすべての保育所で未満児保育をやっているのでしょうか。

それから、産後6カ月以上の子供も真龍保育所はやっているのかな、それと障害児保育、そのバランスというか、それぞれの保育所の入所状況を教えてください。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） ゼロ、1歳児の保育につきましては、今現在では真龍保育所、そのほかはそれ以上と。それから、障害児につきましては、真龍保育所と厚岸保育所が受けております。

それから、入所状況は最近ので。

済みません、ちょっとお時間をいただけますか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。  
福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 3月1日現在の入所状況ですが、真龍保育所がゼロ、1歳児が11名、それから2歳児が11名、それから3歳児が24名、4歳児が8名、5歳児が16名、全員で70名ということで定員どおりということになっております。

それから、宮園保育所につきましては、2歳児が8名、3歳児が16名、4歳児が22名、5歳児が13名、計59名です。

厚岸保育所につきましては、2歳児が7名、3歳児が19名、4歳児が21名、5歳児が14名の61名となっております。

●谷口委員 障害児はいないんですか、今は。

●福祉課長（土肥課長） そのうち、障害児につきましては厚岸保育所に1名、これは5歳児です。それから、真龍保育所には同じく5歳児で2名がいらっしゃいます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、結果的に現在は大体、誕生日あたりをめぐりに入所をさせてくるので、最初年度当初見込まれているのは、ほとんどが定員からちょっと下ですよね。ですけれども、3月の1日現在になると、大体定員ぐらいになってきているというのが今の入所状況かなというのと。

もう一つ、この入所割合が、私実際全体がわからないからあれなんですけれども、真龍保育所なんかは3歳児の割合からすると、4歳、5歳が少ないだとかありますよね。これは4歳、5歳になると、幼稚園等にも進まれるというようなことから、こういう現象になっているのか、そういう面はどうなんでしょうか。

それと、もう一つお伺いしたいのは、真龍保育所の場合、5クラスと障害児、障害児は別にやっているんですよね。そうすると、6クラスが必要になってくるということになるんですけれども、保育室なんですけど、何か一部で教室を区切って使用しているというようなお話を聞いたことがあるんですけれども、現実にはどうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） まず、1点目の入所の状況ということですが、4月の予算の中での見方ということでございますが、これはその地域で対象となる子供に対して、今までどれだけ割合で保育所に通われてきたかという割合を出しまして、例えば真龍保育所でありまして、対象者の大体5割、半分は保育所だと。それと、今通われている子は、卒園者以外は1つ上がるという、そういう推計のもとに、あくまでもこれは見込みですから、4月になるといろいろ変わるとい状況もあります。各保育所と地域の入所の割合といいますか、これまでの、そういった割合で入所者数を割り出していくと。厚岸の場合は、対象者に対してちょっと少なくなっていて37%、全体で申し上げますと、宮園につきましても、対象者の割合に対しては若干少なく39%という、3カ所全体で合わせますと、これは予想される人数に対して四十二、三%の児童の方が保育所に入られると。そういう推計のもとに、あくまでもこれは予定ということの中で、入所児童の計算をさせていただいているということでございます。

それから、3歳児が多くて、4歳児、5歳児が少ないということですが、真龍保育所は町の中でありまして、働くお母さんの関係もあるんでしょうが、希望をなるべく取り入れるという状況では、何歳児だからあちらにということではなくて、できるだけ希望に沿った中で、入所定員の枠を超えない範囲で保育所を選んでいただいているということもありますので、一概に幼稚園のほうに行っているのかということとは、私どものほう



では把握はできません。

それから、部屋の状況ですが、真龍保育所につきましては、ゼロ、1歳児を1つの部屋で、それから2歳児、3歳児を別々の部屋で、それから4歳、5歳児を1つの部屋でという枠組みと、障害児をまた単独でという、保育士をそれぞれ配置しながら保育していると。今現在、不足しているということは聞いてません。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 真龍保育所、要するに南に向かった保育室ありますよね、廊下の北側にあつて、ございますよね。あれは保育室が3つあるのではないかなと、4つあるのか、玄関入って。

いやいや、だからそっち側は遊技室に向かって、右側、左に1つあるんですか、職員室は今どこにあるの。前の公務補さんというか、その人が住まわれていたところ。

それで、前の職員室がそうすると保育室になっていると、あそこは一部屋なんですか、二部屋なんですか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） あそこは、ゼロ、1歳児向けの1つの部屋になってございます。

●谷口委員 それは職員室の部分。

●福祉課長（土肥課長） いえ、玄関入りましてすぐ左に、新たに事務所があいて、そこをゼロ、1歳児。事務所については、入ってセンター側に。以前、公務補さんが入っていたところに事務所は移転してございます。

●谷口委員 そうすると、それがゼロ、1歳って言いました、今。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 2歳児は、そうしたらどこにいるんですか、2歳児と障害児は。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 時間をとりまして申しわけございません。

玄関を入りまして、すぐの右隣が2歳児、そのまた奥が3歳児、一番ホール側には4歳、5歳児か1つの部屋ということで、それで障害児につきましては特に部屋を設ける基準がありませんので、一番奥のホール側の4歳児、5歳児の中で、担当が特別に配置して障害児用の担当者ですね。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、人数の関係で4歳、5歳児が8名、16名という数なんで、1つの部屋で保育をしていると。そこに障害児の方も入って、さらにその担当の保母さんがいるということ、そういうふうに理解すればいいですか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） おっしゃるとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

5目児童館運営費。

9番。

●菊池委員 湖北地区に1つ、湖南地区に1つ、利用状況と行事内容、職員数、臨時職員数、非常勤職員数、これちょっと教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 児童館についてのご質問ですが、まず3点ほどあったというふうに今確認をさせていただきたいんですが、事業内容と、それから利用状況、それと職員数の状況ということでよろしかったですか、その3点についてお答えを申し上げます。

ほぼ両館、同じような時期に同じような行事を実施しているわけですが、これは特別な枠としての行事としてとらえて答弁させていただきたいと思います。

6月ですが、わくわく汽車遠足といいまして、尾幌の酪農ふれあい館にケーキ等をつくる、パフェ等をつくる行事がございます。それから、7月には自然クラブ、これはネイパルを使いまして、野外炊飯とか、それから博物館の見学、自然散策といった中でゲームを行う。それから、8月には夏の遠足、これはそれぞれコンキリエの山とか、その時その時で場所を変えながら、遠足を行うと。

それから、9月、これは大きな行事ですが、こどもまつりが児童館の敷地内で、館を利用しながら、またその周りも利用しながら、縁日、アトラクション、それからクラブ等で一生懸命練習してきました一輪車等の発表を行うと。それから、12月にはワンダーランドといいまして、これもまた大きな児童館の中では事業でございまして、それぞれゲーム、アトラクションを開催すると。そういった内容で年間を通じ、その月その月、毎月ではございませんが、そういった月々に事業を配置しながら実施しているという内容でございます。

それから、児童館の利用状況でございますが、友遊児童館の利用の状況につきましては、平成19年度につきましては現在のところ、1月利用者分までとして1万2,306名、これは児童クラブ員、それから大人も含んでおりまして、それぞれ全部合わせますと1万2,306名、それから子夢希児童館につきましては19年度、これも1月利用者分までですが、8,362名という利用の状況になってございます。

それから、職員数の数字でございますが、友遊児童館につきましては全員で5名、専任の保育士、これは館長になるわけですが、この方が1名、それから非常勤の職員が2名、それから臨時の職員が2名、全員で5名。それから、子夢希児童館につきましては、保育士が、これは館長を兼ねまして1人、それと非常勤が2名、それからパートの指導員が臨時ですね、これが3名、合わせて全員で6名の配置となっております。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 いろいろと利用状況、行事内容、職員数について報告をいただきました。利用度は非常に活発にやられておるようでございます。北海道費を28%、397万2,000円、町の一般財源から72%、1,019万3,000円ということで、合わせて1,416万5,000円の経費がかかっているようでございますが、費用対効果を見ますと、児童館の運営については数年たちましたけれども、非常によく職員の皆さんも努力されて運営されておられることがわかりました。一応この件についてはわかりました。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

(なし)

●委員長（音喜多委員） 145ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。  
11番。

●大野委員 ここに有害動物対策と病症媒介動物対策で買上金とあるんですけども、額も非常に小さいんですけども、中身を教えてください。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、有害動物対策のほうでございまして、買上金3万6,000

円の内容につきましては、ノイヌの駆除奨励金ということで、1頭6,000円で6頭分を当初計上している内容でございます。

それから、病症媒介動物対策のほうでございますが、これにつきましては野ギツネ駆除として、これも単価は同様に6,000円で8頭分を予算計上しているものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 この1年間ですが、ノイヌに関しての無いというのは出ていますか。一時期は、物すごい危険な状況が出ていましたけれども、このごろはどうなんでしょうか。

それから、この病症媒介の費用、病というのはエキノコックス症だと思うんですけども、これについては毎年今も出たように、なるべくキツネをサンプルをとるようになっていきますよね。このキツネかかっているからといってとるわけではないですよね。そして、それを保健所かどこかへ持って行って、そして検査するんでしょう。それで、この地域におけるキツネにどの程度のエキノコックスの病原体を持っているかどうかを調査していますよね、それがどのようになっているか。

それから、これは町立病院あたりにかかっている患者でしかわからないと思うんですけども、現在、厚岸町でわかる範囲で結構ですから、エキノコックス症にかかっている方、あるいは去年1年間でもって新しい患者が出ているかどうか、そのあたりについても把握している範囲で結構ですから、教えていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、野犬の被害ということについてですが、主に山間部のほうなんですけど、集団化して主に酪農家の方が飼われている子牛等に対して危害を及ぼすおそれがあるとか、それから通学する児童に危害を及ぼすおそれもあるという情報は過去には、数年前に入りました。そういった状況を具体的に、金額に相当する被害としては報告はないんですが、そういうおそれがあるだとか、そういう寸前までいっただとか、そういった状況は地域の情報だとか、意見としてはきいていることは事実でございます。特に、通学児童に対する被害については、最近はないというふうに承知しております。農協さんのほうからも、そういった被害対策については講じてほしいということで、集中的に山間部には檻を設けるだとか、それからハンターの方にノイヌの駆除などを、これはノイヌのほうですけれども、要請して対応を図っているところでございます。

それから、エキノコックスの関係なんですけど、ちょっと手元に資料がないものから、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） エキノコックス症の患者ということでの昨年実は、過去においては北海道でこのエキノコックスの検診等含めて行ってきたわけでございますけれども、現在は行われておりません。任意なんですけれども、北海道第1外科が過去にお

いてずっとこの症例を研究してまいっております。それで年に1回、実は町立病院に追跡調査と称して、医師がその状況の過去においてのエキノコックスにかかっている患者、もしくは疑似患者を年に1回検査をしていると、これは任意でございます。

ただ、新規に、昨年も10月に行われたわけでございますけれども、新規のものは私が事務長になってからの部分の中では聞いておりません、受けておりません。過去におけるエキノコックス症の患者につきましては、今ちょっと資料手持ちにないので。

わかりました。今、過去においては北海道でやっていたんですけれども、今、町立病院の中で名簿等は持ってやっておりません。それで、名簿等がないんですけれども、私、検査したときに昨年携わっておりますので、ちょっとそういう方々が疑似も含めて何人いたかということで、ちょっと時間をいただきたいなというように思っています。

●室崎委員 いや、今そんなに正確なものは要りませんから、3人ならうまくなくて5人ならいいなんていう話ではありませんから、大体のところ結構です。

●病院事務長（斉藤事務長） ちょっとお待ちください。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。  
環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 病症媒介動物ということで、エキノコックス症の対応としてキツネのサンプル調査を行ってございます。これは町内で捕獲されたキツネ、それからノイヌも提供しているわけですが、その中で厚岸町で捕獲されたもので確認されているのは、16年度にキツネで1頭ございました。その後は確認されてございません。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 健康づくりの観点で検診を行っております。19年度につきましては、エキノコックスの成人の方々の検査、5年に1回というような形で希望をおとりいたしまして実施をさせていただきました。約500名弱だったかと思いますが、受診をされましたが、その結果につきましては疑いのある方はゼロという状況になっております。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 教育委員会、学校サイドとしましても、被害とまではいきませんが、ノイヌがやはり目撃されるという中では、高知ですとか太田にしましてスクールバス対応をするというようなことでの対応はあります。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 先ほどのエキノコックス症の患者の関係でございますけれども、6名が昨年受けております。これは患者でございます。今は疑似患者という形の方は来ておりません。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 一遍に2つのことを聞いてしまったので、答弁をいただいているほうが混乱してしまって、なかなか私も整理が難しいので、もしかしたら混同してしまって変なことを言うかもしれないので、そのときは答弁の方のほうで、それ違うよと合図してください。

まず、有害動物対策、いわゆるノイヌという件から言いますが、野犬と言わないで行政用語でノイヌというんですね。野犬というのは、家でちゃんと鎖につないでいない、そこらをウロウロしてしまったような野良犬をいうらしいんですが、ノイヌというのはそれが集団化して、そして犬というのはもともと先祖はオオカミらしくて、そういうふうに集団化して狂暴化していく、そういうものを本来的に持っているらしくて、そういう状態になって、今、担当課長おっしゃったように、あるいは教育委員会のほうからもおっしゃったように、家畜を襲ったり、場合によっては人を襲ったりすると、非常に恐ろしいと。一時期は、いわゆる山間部にお暮らしになる方の中から、一番おっかないのが鉄砲を持っている人間だと、どこでもってパンパン撃ってくるかわからないと。その次におっかないのが犬だと、3、4がなくて5がクマだと、そういう話も聞いていました。

ちょっと無謀ハンターの話はこっちへ置いて、それで登下校中の子供が犬に囲まれてあわやというようなことがあったり、あるいは家畜が襲われたりというのがある時期頻発しましたよね。今ちょっとこのところ下火になっているのかなと思ったら、やはりそういうような話は現在もあるということなんです。これについては、もちろんその地域に住んでいる方たちは切実な問題ですから、よく知っていると思いますけれども、一応町民みんなにこういうことがあるんだよということについては、きちんと周知してほしいんです。

特に、これから時期になりまして、山菜だとか、いろいろなことで山の中に入る人も出てきますので、だから町場の人間で全然そんなものには関係なくずっとということも言い切れませんし、またそういう問題があるということ、それから自分の家で飼っている犬を無責任に放置してしまうと、そういうふうに大きく化けていくおそれがあるんだということ、そういうことはやはりきちんと皆さんに周知していただきたいと思います。

それで、病症媒介動物の問題に移りますが、エキノコックス症に関しては現在もやは

りあるということなんです。それで、前から私ら言われているのが、昔はノイチゴでも何でも生で食べられたんだけど、エキノコックスが入ってきてからは火を通さないで食べるのはやめなさいということをおっしゃっています。これからの山菜だとか、そういうものに関して、生で食べるということは場合によっては、あるいは人と犬科の動物と、それからもう一つ何だとかぐるぐる回るようなものでしたよね、そういうことでもって人に入ってくる。入ってきて、肝臓を痛めるんだけど、それは相当の潜伏期間というか、症状が出るまで時間かかるんでしょう。だから、昨日かかって今日発症するというものでないだけにおっかない。前には、たしか肝臓の一部切除した人も出たみたいですよ、町内で。

そういう恐ろしい病気ですから、現在は全道に広まって、津軽海峡を超えたのではないかというような話もあるし、今出ました北大の研究室ですか、そのところではキツネ、野犬だけではなくて、家畜の犬にまでもう既に入っているのではないかというようなことを発表して、たしか新聞でも大きく取り上げられたことがあります。

ですから、検診を行っているんだよということ大いに結構で、それだけなさっているわけですから、そういうことをやはりきちんと町民に理解していただく仕事というのも非常に大事なことだと思ひまして、そういう点に関してこの病気がどういう病気なのか、どこに気をつければ大丈夫なのか、むやみやたらに恐れることはないけれども、注意なさいというようなことについて、きちんと周知をすることが大事だろうと思ひますので、その点よろしくお願ひしたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 前段のご質問のノイヌ、それからキツネの対応でございますが、今までもそういったキツネの周知するだとか、対応に気をつける広報、それから実際的な駆除の対応もしてきたつもりではございますが、気を緩めることなく、町民の皆さんにもそういったことが伝わるように、これからも心がけてまいりたいと思ひます。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

エキノコックスの病気の予防という観点での広報、これにつきましては確かにしばらく広報紙等に掲載してこなかったというような状況でございます。再度改めまして、きちんとした情報提供をさせていただくように取り進めたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ進みます。

2目健康づくり費。

13番。

- 室崎委員 今、ちょっと先取りしたような話も出てしまったんですが、町民の健康づくりという問題です。

まず、1点お聞きしますが、厚岸町立病院は地域医療の核としての病院としての機能を十分に果たしていくんだということを前に厚文で町立病院の院長先生おいでくださいませとお話を伺ったときも、るるお聞きいたしました。それで、町立病院の存在とその機能、これは厚岸町の町民の健康づくりという点で非常に大事だと思います。病気になったらおいで、その病気だけ治してあげるからというのが病院ではないんだということを、少なくとも町立病院ではないんだということをはっきりおっしゃっていました。

そのときに、るるいろいろな、厚文今人数少ないですから、アットホームな座談会になるんですが、その中でやっているときにもたしか申し上げたと思いますし、また院長先生もそのとおりだとおっしゃったと思いますが、いわゆる二次医療圏、三次医療圏と言われる総合病院、釧路の市立病院だとか労災病院だとか日赤病院でお医者さんがころころかわっても、ころころと言っては失礼ですが、前に行ったときとかわっても、行った厚岸町民の患者さんのほとんどは余りにしません。しかし、町立病院でお医者さんが1年ぐらいでポンポンかわったりすると、何なんだと言います。それは、やはり町民が求めているものが違うと思うんです。ああいう釧路の大きな病院というのは、今かかった本人にとって重大な病気を治してくれれば、それでいいわけですし、その後も長のおつき合いをしようという気は余りないわけです。

ところが、町立病院はそうではないです。日常のちょっとしたと言っておかしいんですが、病気を含めて、そしてこれから自分がこの町で生きて死ぬまで、自分の与えられた範囲での健康状態をきちんと保っていけるように支えてくださいよということについての願いを持っているわけですよ。その先生がころころかわられたんじゃ、不安で不安でしようがないということだろうなと思ひまして、そういう話をたしかしたと思うんですが、院長先生も全く同じだと、わきでもって事務長さんはにこにこ笑いながら、大きくうなずいていたという記憶がありますが、そういう意味で今、厚岸町は町長の町政執行方針の中でも、町民の健康保持増進についていろいろなことを書かれています。ずっと何ページも書いていますが、そういうときにあみかの進める、いわば健康づくり、それと町立病院というのはきちんと連携していかなければならないと、そのように私は思うのであります。

そういう観点から、今年度あるいは、今年度というのは19年度においては、こんなふうにして進めてきたし、20年度はこんなふうにして連携をとって、ここの部分でこういうことで、例えば健康づくりでもって施策を行うに当たって、町立病院はこういうような形でもってやっていくとか、そういういろいろなものがあると思うんですが、具体的にどのような連携をなさって施策を進めているのかお聞かせをいただきたい。

- 委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。



健康づくりを進めるに当たりまして、町立病院との連携、これにつきましては本当に大事になってきているというふうに認識をいたしております。19年度の事業の中におきましては、病院のお医者さん、それから事務方、スタッフ挙げて地域との懇談会というようなことを進めております。そこに私ども事務方及び保健師も参加をいたしまして、ともに町の方々と健康づくりの種々の疑問点について意見交換するというような事業を行っておりますし、また健康診断の実施に当たりましては、町立病院の医師、スタッフの方々、できるだけメインになっていただけるようにというようにことで協議を重ねまして、対応をお願いしているところでございます。

また、一般の高齢者施策といいますか、そういう部分で地域の中で出前講座というようなものも展開をさせていただいております。これには、病院に配置されております理学療法士の方においでをいただいて、その時々スポット的な健康情報を提供させていただき、また日々の運動といいますか、そういう部分で地域で、家庭でできる気軽な取り組みについてご説明いただく、そういうような場も持っているところでございます。

また、昨年年末でございましたが、病院医局と懇談の機会もございまして、その中でより一層、介護状態の方々の施策の観点で、あみかが持っていますさまざまな情報、これは利用者の方々の同意のもとでございまして、お医者さんと連携するシステムをよりレベルの高いものにできないかというようなことでの提言などもございまして、そこら辺の展開について検討、実施というようなことで進めているところでございます。

また、来年度以降、新年度からは特定健診、特定保健指導等々の新たな事業展開も出てまいります。この部分につきましても、病院スタッフ、医師の全面的な出番がなければ、私どもだけではきちんとしたものができないというような部分もございまして、日程の調整から具体的な健康教育といいますか、その内容まで含めまして、今まで以上にもっときめ細かくご相談し合いながら進めなければならないというような基本認識で一致をしているところでございまして、そのような内容でもって今後さらに合意を図り、事業を進めてまいりたい、そのように思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 課長の答弁、ご苦労さまでしたとしか言いようがないですね。結局、今随分長い時間かけていろいろ言ったけれども、具体的に出てくるのは今は病院に席を置いている理学療法士が健康づくりの施策の中に入ってやっていますということ以外は具体的なもの一つもなかったですね。もともと、あの理学療法士はあみかのほうにいた人なんですよ。病院の理学療法士がいなくなってしまうから、向こうに席を移しただけのことですよ。そういうことで、両方の提携という種になったということでは、まことに慶賀に存ずるとしか言いようがない、具体的に何もありませんね。

それで、これは私は病院に対しても不満があります。厚文の話の中で、病院長ははしなくもおっしゃったんだが、あみかから全然聞きに来ないと。聞きに来れば、いろいろ教えてあげられるんだけど、こういう言い方をしました。それはそれでよくわかる。それから、今までの歴史的経緯があって、あみかと町立病院は廊下で結ばれているんだけど、あれは何キロもあるらしくて、なかなかたどり着けないというようなことが

あった時代もあるわけです。そういうような後遺症もあるだろうと思いますので、そのあたりの垣根は取り払っていきたいということを院長もおっしゃっていたから、その意はよくわかるのだが、私にすれば足りない。それは、総論として地域医療の核としての機能を十分果たすんだというのであるならば、おいで教えてあげるからでは、余りに消極的過ぎる。やはり医師のほうから、あるいは事務の方でも結構だし、それから医療スタッフというのは医師だけではありませんよね、今コメディカルという言葉すら時代おくれだと言われています。それぞれの分野で、例えば医師、看護師、PT、レントゲン技師、薬剤師、私詳しくはない、検査技師、それぞれいろいろな職種の人がいて、みんなそれぞれその職種において専門家であって、それぞれが有機的一体となって病院というものをつくっている、もちろん事務方も入りますよ。

それで、そういう病院挙げて、健康づくりというようなものに対して積極的な目を向けていかなければならないというふうに強く期待しているわけです。期待が大きいだけに、院長の言葉にいまひとつ食い足りないことを感じたんで、普通の病院の普通のお医者さんからいったら、はるかに前出ているのは評価していますよ、その上でなんです。

それから、今時間もないから、そんなことは言いませんが、健康づくり、保健介護課、そこで町民の健康づくりの施策一つ一つ挙げていったらいいと思いますよ、こういう事業やっている、こういう事業やっている。その中で、病院とどういうふうに具体的に、いわば協働していくのか、連携なんていう生やさしいものではないですよ。そこまで入っていないと、あみかと病院の連携というふうには言えないと思う。そういう点で、19年度いろいろな事業も入ってくるでしょうし、今まで続けているものもあると思うので、このあたりは双方においてよく検討しながら、どういうふうにして町民の命と健康を支えていくかということについて、きちんとした検討と前進、具体的な事業の展開、それを進めていただきたいんです。今、具体的に一つ一つは申しません。その点でいかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 大変大事なご提言をいただいておりますが、まず私のほうからはスタッフの関係で少し話をさせていただきたいと思います。

病院のほうのPT、理学療法士さんでありますけれども、事情がありましてお一人がおやめになったと、その補充をするために、あみかにいたPTを町立病院のほうに移っていただいて、これまでの経験も踏まえてあみかと、これまで行ってきた健康づくりに関するものは少し手薄になったかなというふうには思っていました。

それでそれ以降、町立病院のほうでは理学療法士の獲得に向けてここ2年間、さまざまな機関、情報等、接触を試みてきましたが、残念ながら理学療法士の獲得に至ることができませんでした。新年度、やっと2名のPTの方を採用できる見込みがつかしました。ただ、理学療法士という国家資格を持っているからといって、直ちに何と申しますか、我々町民が望む対応ができるかどうかという点、これは個人差もありましようけれども、相当の実務経験と申しますか、それを培っていかないと、我々が期待する本物のPTと申しますか、健康づくり対策の担える技術者にはなり得ないというふうに私も考えてお

りますし、そういうふうに事務長のほうからも話を伺っております。

さらには、現在いるPTの方も、あと数年で退任、年齢的に退任しなければならないということも考えておかなければならないと。これは二、三年前から、そういう状況になったときから考えてきたわけでありまして、その方が持っておられるノウハウ、技術的な知見、それから人間関係、それらを今のうちにきちんと、後任の新たに採用を予定している方たちに指導なり助言なりということをお伝えして、それを健康づくり対策ということに、医師が中心になろうかと思っておりますけれども、その強化策ということをおきちんと図っていきたく、そのように考えておりますし、さらにはあみかのほうでも数年前から保健師さんが自己都合等で退任をされてきていました。この補充も強く現場のほうから私どものほうに要請がありまして、この体制も新たに新年度1名採用の見込みができました。それらのやっとな欠員の補充ができたということでありまして、少し弱体化といいますか、していた体制がやっとな整いつつあるというふうにお認識をしております、その辺はこれからさらに勉強をしていただき、経験も積んでいただき、今、町民の方たちが望む、そういう健康づくり対策というものも充実を図ってまいりたいと、そのように考えております。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 病院と私どもあみかとの関係でございましてけれども、ご指摘ございました風通しの悪さといいますか、そういう部分につきまして私、あそこへ行きますと4年になるわけでございますが、当初は本当に大変な思いをいたしました。私どもの話を全く聞いていただけないというようなつらい時代もあったのは事実でございます。

しかしながら、ここ二、三年、大変状況が変わってきております。私ども大変頼りにしてございまして、事あるごとにお邪魔をさせていただくような関係ができつつございます。まだまだ双方との意思疎通という点で足りない部分あるのかなというふうには思っております。しかし、以前から比べますと格段の差がございまして、本当に廊下が、まさにあの距離どおりという受け取りをしてございまして、前は2キロも3キロもあったというような印象もあったんですが、まさに現実どおりという状況でございまして、大変頼りにしている状況でございます。今後も、いろいろな問題、日々の行政課題あるわけでございますが、一つ一つ本当に頼りにさせていただいて、ご相談申し上げるというスタンスでもって進めていきたい、そういうふうにお決意を新たにしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 副町長からも、担当課長からも、力強い話が出ておりますので、どうかその観点でよろしくお願ひしたいと。

それで、もう1点お聞きしますが、平成14年に町民がつくる健康なまちづくり計画、みんなすこやか厚岸21という基本計画ができております。今回の町長の町政執行方針の

中では、この名前は全く出てこない。それで、教育長の教育行政執行方針の中には、みんなすこやか厚岸21という名前が出てまいりまして、歯の健康、喫煙、薬物乱用防止、食に関する指導を充実させるというふうに書いております。これ町長部局において、みんなすこやか厚岸21というのは、町長がこの町政執行方針の中で書かないから云々ということではなくて、そこで言われている内容についても、この文面の中には全く出てきていないんですけれども、このみんなすこやか厚岸21というのは、もう健やかでなくなっちゃったんですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 町民の健康づくりという観点で、平成14年10月につくらさせていただきましたみんなすこやか厚岸21につきましては、現在も進行中の計画でございます。そこで掲げましたさまざまな課題につきましては、現在も取り組みを進めているという状況でございます。確かに、町政執行方針に記載はしてありませんが、引き続きこの取り組みについては推進していく、そういう姿勢でありますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 みんなすこやか厚岸21の中で、まず1期目はこのところからいこうとって、重要3本柱というのをたしか立てましたよね、それは教育長の教育行政執行方針の中に書いてある歯と、それからたばこ、それから食に関する指導というのは塩だっただけだと思っただけけれども、特にね、それで間違いないですね。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） おっしゃるとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 非常に担当課として今、やりづらくなっているところがあるんじゃないかなという気がするんです。それは、国はすこやか親子21といったかな、それともう一つが何とか21という2つのものをポンポンと出してきたんです。片方のほうが、いわゆる成人の健康、片方のほうは高校卒業くらいまででしたか、中学卒業くらいまででしたか、そのいわゆる妊娠から始まってずっと親子関係の、その中のいろいろな問題、例えばいじめなんかになって、子供がうつになるようなものまで含めて、そういうものをきちんとさせようというのをポンポンと出して、各市町村に計画をつくりなさいというようなことを言ってきた。いつものパターンでつくりなさいと、それで何年何月何日まで提出しなさいというようなことがあったと思うんです。

片方には、数値目標が入っていない、片方には数値目標が入っているというような状

況だったけれども、厚岸町はそれを一緒にして全部に数値目標を入れて、各ライフステージにおける健康づくりというものをきちんと数値目標をつけて立てて、そしてなおかつヘルスプロモーションの考え方ですね、一人で自分だけの健康をつくろうといったって、これは無理なんだから、みんな地域の人たちが力を合わせて、自分たちの健康を守っていこうという思想を裏づけにして、そして行政はこういうことを行う、地域ではこういうことを行うというような総合的計画を立てたのが、みんなすこやか厚岸21であるというふうに理解しているんですが、それでよろしかったでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 今、ご指摘ございましたとおり、みんなすこやか厚岸21につきましては、健康日本21、それからすこやか親子21の地域版というような形で作成がなされたものでございます。全国的には、市町村の計画、やっと50%を超えた状況で策定されているというところだというふうに聞いておりますが、管内的にはすべての市町村でつくっておきまして、厚岸が早くにつくったというような状況でございまして、その中で今るるご指摘いただきましたヘルスプロモーションの考え方、それからライフステージの考え方、こういうものをしっかりと記載をさせていただきますして、地域の中で展開をしていくということで、町民運動として展開をさせていく、そういう計画として運用している、そういうものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今、さっきちょっといいましたやりづらくなっているのではないかというのは、国がそういうものをやっておきながら、どうも途中でぐらぐらしているんですよ、今。ライフステージにおけるヘルスプロモーションというような考え方がどこかへいつてしまって、メタボ、メタボと言いだしたんですよ、今度。差し当たって、目の前で腹回り85センチ以下にきなさいというような話ばかりに何かダーッと動いてしまって、こういう各ライフステージにおける健康づくりをきちんとやっといこうというような地道な作業を町村でやっているのに、それに対する支援が途中でどこかへいつてしまっているような雰囲気があるんですよ、だから大変だと思います。

でも、マスコミあたりが腹回りが何ぼでもって、おなかの脂肪がどうのこうのと健康食品の会社のコマーシャルみたいな話しているんだけど、そんなものよりも言っでは失礼なんだな。それも大事なんだけど、こういうふうにきちんと地道に積み上げていくということのほうがもっとも大事です。それで、みんなすこやか厚岸21というのが今、担当課長はそんなことない、揺るぎないとおっしゃったんで安心したんだけど、やはりきちんと重要視して進めてもらいたい。

それで、そのような願いを込めながらお聞きするんだけど、これをつくったのは平成14年の10月ですが、たしか5年ごとに評価をかけて見直しをかけていくという話ではなかったかと思うんですが、その作業の進捗状況と、それからある程度の評価が出ているのであれば、それを教えていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

地道な積み上げをとということでございます。総合的に推進していく、そのスタンスについては、私ども全くそのとおりにというふうに受けとめております。平成14年にこの計画をつくらさせていただきました。その後、中間でもって評価をし、見直しをとというような取り組みについて、現在実は進めているところでございまして、今年の2月9日から3月31日まで各地域でもってアンケート調査、あるいは聞き取り調査をさせていただきました。その集計作業について相当手間取ったというようなこともございますが、集計をいたしまして、その内容についてどうなのかというようなことで、内部でもって実は分析、評価のミーティングを何回か重ねてきているところでございまして、その中で現在、各領域の評価というようなことで取りまとめを行いまして、さらに部分的な計数等の段階で再度見直しが必要な部分、こういうのも実は出ておりますものですから、その修正作業を行っている、そんなような状況でございます。

10の領域でもって、104項目にわたりましてチェックを入れさせていただいております。実はこの計画、平成22年度を目安にして達成目標を掲げて取り組みを進めているところでございますが、104項目のうち既に25項目、24%については達成したのかなというふうに押さえておりますし、また順調に推移している指標については24項目あるというような分析をしております。その他、改善が見られるがおくられている部分、逆に悪化している部分、それから基準が途中で変更になっているというようなことで、比較困難な部分も出ているということがわかりまして、その部分についてどういう分析を加えるべきか、そういうようなところでの検討が必要な部分というようなことで、現在これらをもとにいたしまして文章化を進めているという段階でございます。

なお、また作業の中間で釧路保健所との意見交換もさせていただきました。その中で、実はすこやか北海道21というのがございまして、国の幾つかの計画の関係で、このすこやか北海道21の改定が必要になっているということで、終わりの期間を22年度から24年度に変更するんだと、それに合わせて厚岸の計画についても、そういうような取り扱いができないかどうか検討をしていただきたい。あるいは指標の追加ということで、先ほど指摘がございましたメタボリックシンドローム関係で、内臓脂肪肥満に着目した12項目の指標というのをチェック設定しているんで、それについてチェックをし、厚岸の計画の見直しの際に反映できないかどうか、検討が必要でないかというようなアドバイスもいただいております。それらを含めてどういう文章化を行うか、そういう作業中であります。

これにつきましては、一定の形になりました段階で、町民の方々にこういう計画を策定するに当たりましては、いつもご苦勞をいただくわけでございますが、保健・福祉・医療調整推進委員会の構成員の皆さんにお諮りをいたしまして、内容を改めていただき、チェックをいただき、ご意見をいただいて、さらに充実をさせながら、きちんとしたものにしてまいりたい、そのような心づもりで今作業中ということでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 大変難しい仕事をしているということですね。

それで、道のほうからいろいろなことを言ってきているというのもわかりました。ただ、厚岸町のこの計画はメタボリックシンドロームなんていうものは先取りしているんですよ。それで、疾病予防の推進というところでは糖尿、循環器系疾患、がん、その他の疾病で肝機能障害と骨粗鬆症というのは重要な問題として取り上げているんですよ、既にね。

だから、むしろ国や道のほうが後を追っかけているんですよ。それとて、自分たちに合わせろということがきているというわけです。自分たちのつくった指標を入れろと、だから非常にやりづらいんだろうと思います。担当者としては、そんな言い方はできないでしょうけれども、より充実したものにしていきたいということなので、それは頑張ってください。

それで、もう一つお聞きしますが、今のような作業は教育委員会がみんなすこやか厚岸21と連動したものを進めているというんですけれども、そういう中でのやりとりというのはあるんですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 具体的な作業の中でご相談というようなことにつきましては、現状の聞き取り等で若干ご意見をいただくというようなことにとどまっているというのが現状でございます。一定の文章化ができた段階で、その内容を見ていただき、ご意見をいただく場というのは設けていかなければならない、そういうふうに思っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 教育委員会、学校ですけれども、保健介護のほうとの連携については、今、課長が申し上げたとおりですけれども、教育委員会としては独自で歯、それからたばこ、それから塩分の部分についてはデータを取りながら、指導に努めているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 連携はないと、あると言えるものは一つもないと、こういうことですよ。全部でき上がったときに見せて、ご意見いただこうと、それが連携だというのは、そんなもの連携とは言えないですよ。だから、教育委員会のほうでは、今言ったとおりのことではございますというような言い方しかできない。

そうではなくて、せっかくこういう計画があって、それに従って教育委員会も動いているし、データも取っているわけでしょう。そうしたら、お互いそれを突き合わせてい

って、今後どういうふうに進めたらいいだろうという参考にしていくということは、双方にとって大事なことではないですか。学校、児童、生徒というところでは、町民の中のある一つの年代だけの話になっているから、その意味で突飛かもしれないけれども、全体の調査しているわけですね、そこでの傾向が出てきている、それとどうなのかという突き合わせも、場合によっては必要だろうというふうに思うわけですよ。

それから、今度全体のほうを見ている担当課としても、その中で一つのステージに関してはきちんとしたデータが取れているのであるならば、それは十分に今回の評価の中で生かしていかなければならないですよ。そういう双方の何というのかな、連携と言ってしまえばそれまでなんだけれども、一つのものを積み上げていくのに、お互いにやっていくということが非常に必要ではないかと思うんですよ。そうでなければ、あっちはあっち、こっちはこっち、いわゆる縦割り行政ということになってしまいますので、このあたりもきちんとやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

今回、中間評価を進めるに当たりまして、ライフステージの中での学童の部分の数字という点で、重点的に反映させるというような考えはしておらなかったんですけども、やはり今後の町民の健康を考えます場合、小さいころからのそういうデータが将来どう変わっていくのか、あるいは維持していけるのか、そういうようなことというのもまた大事な部分だという認識を持っております。そういう点では、おくれませではございますけれども、せっかく蓄積していただいているデータ、こういうのも参考にさせていただいて、計画づくりの中、見直しの中で生かせるものは生かすというスタンスをきちんと固めまして、調整をさせていただきたい、そんなふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 教育委員会といたしましても、データによっては特定の学年ですとか、それから特に塩分とかというものについては、我々対応ができる範囲としては給食センターですとか、限定される部分もございますけれども、それにとどまらず町のほうでどういうデータが欲しいということであれば、それに対する調査も積極的に行う中で、連携、協力をしてまいりたいというふうに考えております。

●室崎委員 あなたたちのほうの施策に、全体のデータが生きてくるということはないの。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 当然、いただいたデータ、まとまったデータの中では、指導の中に生かされてくるものというふうに考えております。



●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 ここでお尋ねをしたいんですが、名称が変わったりして、これを見ていくのは非常に大変なんです。毎年、毎年変われたりというものではなくて、本当に町民にわかりやすい予算になっていかなければ困るのではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、1つは、昨年までは釧路支庁管内二次救急医療業務実施負担金というのが変わって、釧根広域救急医療確保負担金に変わっているんです。これは、そういう理解でいいのか、その内容について説明をしていただきたいと。

それから、今、室崎委員のほうでも質問されておりましたけれども、健康診査委託料が老人保健であって、特定健康診査の委託料がここにありますよね。さらに、今度はこちらの老人保健のほう、国民健康保険のほうであって、これあっちこち特定健診が出てくるんですけれども、これはもう少し、どういう場合にはどこに行けばいいのか、この辺非常にわかりづらいんですけれども、これについてももう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、妊婦健診ありますよね、この委託料なんですが、これはもう少し詳しく説明してください。現在どのようになっているのか、対象者、それから回数等について説明をお願いしたいというふうに思います。

済みません、お願いします。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

1点目の平成20年度で釧根広域救急医療確保負担金という名称が出てまいります。これにつきましては、委員ご指摘のとおり昨年まで釧路支庁管内二次救急医療業務実施負担金ということで実施をしていた事業を広げて展開するものということでございます。平成19年度までは釧路支庁管内だけで、この二次救急を支えてきていたという実態があるわけですが、実は釧路市内へは根室管内からも相当数、救急患者が運ばれるという実態がある。そういうようなことで、この取り組みを釧根全域に網を広げまして取り組んでいかなければ、釧路市内の医療機関の取り組みが厳しいというような状況もございまして、今回、根室管内4市町がこの救急医療の確保について参加をしていただけたということになりまして、それぞれ応分の負担を行いながら、釧路市内の救急医療体制きちんと確立をする。そういうことで協議が整いまして、名称変更ということになったところでございます。

次に、健康診査委託料の記載の関係でございまして。老人保健の中に健康診査委託料があるわけですが、実は特定健診を進めるに当たりまして、生活保護受給者の方につきましては、どの保険にも所属をしない、そういうような状況があるわけですが、この方々の健康診査を行う、そういうことでこの老人保健の事業の中で健康診査委託料の科目を引き続き持ちまして、対応をしていこうということで計上させていただいたものでございます。

なお、また152ページになりますが、特定健康診査等ということで、新しい事業項目を起こさせていただいておりますけれども、これにつきましては平成20年度に事業がスタートいたします国保加入者の健診、それから特定保健指導に係ります経費ということで、それぞれ計上をさせていただいているところでございます。

それから、150ページの妊婦健診でございます。この内容でございますが、現在、予算計上させていただいております事業内容でございますけれども、実は2回の妊婦健康診査分をそれぞれ計上しております。8週間後に1回、90人分でございます。失礼しました。20週前ということで90人分、それから20週以降ということで90人分の計上をさせていただいております。

それから、超音波検査についても計上してございますが、これにつきましては35歳以上の方につきましては1回分の超音波検査を受けていただく、その費用を計上しようということで載せているものでございます。

内容については、以上のような状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この救急医療については、今説明を受けたんですが、今この救急医療については非常に問題になっていきますよね。この釧路、根室管内では正確にはわかりませんが、結構あちこちで救急患者のたらい回しが行われているというようなことがあるんですけれども、こういうことに対しては現在、この私たちが住んでいる地域では実際起こっているのかどうなのか、少なくともあるのか、それとも結果的に病院に入るまでに相当時間を要してしまったというようなケースが厚岸町民含めて、そういう事態というのはあったのかどうなのかということをお尋ねしたいというふうに考えます。

それから、この老人保健で見ているのは、生保対象者の特定健診の委託料だというふうに理解していいんでしょうか。

それから、特定健診については国保対象者というふうに説明されていたように思うんですが、国保にも同じようにあるんですよ、この特定健康診査委託料、389ページ。そうすると、ほかにもまだどこかにあるのかな、わからないけれども、内容は違うんですか、それぞれ委託料となっておりますけれども、同じ名前があつてあちこちに出てくると、私としては理解ができないんですが、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、妊婦健診については2回分を見ているということなんですが、これは国のほうでは15回ぐらいだったと思いますけれども、健診を見込めるようになってきているのではないのかなというふうに思うんですけれども、これについてさらに進めていく考えというのはないのか。

それから、超音波なんですけど、35歳以上というふうになっていきますけれども、これを引き下げる考えはないんでしょうか。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 答弁長くなると思うんですよ、今聞いていたら。それで、午後からでもいいですか、答弁は。

●谷口委員 はい。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

答弁は午後13時からとします。昼食のため休憩します。

午後12時01分休憩

午後1時00分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

2目健康づくり費の10番さんの答弁からまいります。

病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私のほうから、町内の救急患者を消防救急隊がすべて受けている立場で、二次救急の連携についてお答えを申し上げたいと思います。

二次救急の搬送の判断につきましては医師が行っております。ですから、ドクター・ツー・ドクターで二次救急当番病院へ連絡をつけているというのが実態であります。

しかしながら、新聞報道でありますとおり、二次救急当番病院でも受け入れのできないときがあります。いわゆる症状によっては、できないものもあるということでありま

す。しかしながら、厚岸町の町民については、医師がその関連、そこで受け入れられないといたしましても、その他総合病院との連携を行っておりますので、他の病院への搬送をきちんと行っていると。ですから、町民が救急患者であられたときに、釧路の病院のたらい回し、うちの病院から症状によって行く場合がございますけれども、それは起きていないということでもあります。

ただ、うちの町立病院としては、24時間救急ということで行っておりますけれども、厚岸郡、浜中町の患者も実は受け入れているわけであります。交通事故や災害等の事故は別にいたしまして、浜中町の患者が町立病院にかかっている方についてはいろいろな病状がわかりますから、受け入れは可能なんですけれども、救急患者として来る場合についてですね。

しかしながら、他院というんですか、うちの病院にかかっていない方については、症状等の症例を持ってございませんので、その中身がドクター・ツー・ドクター、医者から医者への伝達がなければ、実はうちと一次、一・五次救急の中で受け入れができなかった例もあるということでもあります。残念ながら、そういう例もあります。それは浜中町の町民に対しては不幸なことでございますけれども、医者の責任、責務の問題としては、かえってわからない中で受けるということについては問題があると。新聞、テレビなどでもやっておりますけれども、そういう事態も管内としては起きている、郡としては起きているということをご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 私からは、健診委託料の関係、それから妊婦健診の関係につきましてご答弁を申し上げたいと思います。

老人保健で健診委託料を計上してございますけれども、この部分につきましては先ほども申し上げました生活保護受給者分の特定健康診査委託料、それから先ほど申し忘れましたが、プラスしまして肝炎ウイルス検査料240件分を見ているところでございます。

それから、新たに科目を設定させていただきました特定健康診査等事業の部分でございますが、これにつきましては訂正をさせていただきますが、後期高齢者医療広域連合から受託をいたします方々の健康診査委託料ということで351人分を見させていただいております。

それから、ご指摘のございました国保会計の部分でございますけれども、これにつきましては特定健診の国保といたしまして30%の実施率を確保するために、959人分を計上しているということでございます。合わせまして、厚岸町では特定健康診査関係は1,310人を目標にして取り組むということになります。

続きまして、妊婦健診の部分でございます。これにつきましては、国の方針で15回程度という回数をご提示いただきましたが、実は昨年1月に厚生労働省の児童家庭局母子健康課長からの通知というのが出ております。その中で、地方財政措置の総額で拡充をしましたということで、妊婦健康診査受診回数は13回から14回程度が望ましいと、そのうち少なくとも5回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられるというような内容の通知が示されております。地方財政措置がされたといいますが、基準財政需要額に反映されるというようなことで、実質その分のお金が来るものではない。そんなような状況の中で、この財源を生み出すということは大変な状況でございます。

それで、過日、一般質問で石澤議員さんからいろいろご提案をいただきましたけれども、厚岸町といたしましては平成19年度から、ほかの市町村にはない独自の妊婦健診通院費助成制度というのを増設をさせていただきまして、母子ともに健康で妊婦期間を過ごしていただき、そして出産を迎えてほしい、そういう願いから母子手帳交付後に2万円を助成するという制度をスタートさせたばかりでございます。この制度をまずは定着させたい、そのように考えておりまして、現在2回行われております回数の増については予算措置のめどが立たないというのが現実なものですから、平成20年度予算では手当てができなかったというのが実態でございます。

また、エコー年齢の引き下げにつきましてのご提案でございますが、現在、35歳以上で出産される方に限って実施をさせていただいております。産科へ健診でまいりますと、実際にはどの年齢でも超音波検査というのをその都度行って判断をしているというのが医療現場のようでございます。そういう実態を考えますときに、委員さんのおっしゃられることも理解はできるんでございますけれども、何せ財政的な都合からどうしても拡充のめどが立たない、それが実態でございます。もう少しこのことについては研究をさせていただきたいというふうに思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今、病院の事務長のほうから、それに限っていえばということにはなっていないというお話ですけれども、広域的に考えると他町の方ではそういうことが以前にあったということです。そういうことを考えると、やはりこの問題というのは非常に今後ますます大変な問題になっていくのではないのかなと思います。

それと、病院の問題がありますよね、広域化の問題だとか、そういうことを考えていくと、厚岸町何としても地域の病院をしっかりと守っていくことを進めながらも、この問題もきちんと対応をしておかないと、後々大変なことになってしまうのではないのかなということで、今後ともしっかりとした対応をお願いしたいというふうに思います。

それで、特定健診については大体わかりました。

妊婦健診について、もう少しお伺いしたいんですが、厚岸町内で出生されている方で、母子手帳が発行されないで出産を迎えたというような例はあるんでしょうか。

それから、妊婦健診についてなんですが、今、課長のほうから説明ありましたけれども、今大体12回から14回が望ましいというようなことで、管内的に見てこの妊婦健診の回数が2回というまちは、ある意味もう少しになってきているのではないのかなというふうに思うんですけれども、それでこれ1回にどれくらいの健診料を負担しなければならないのか。そして、安全な出産を迎えるというためには、私はやはり国が示している最低のレベルまでは厚岸町も進めていくべきではないのかなと、当然それを行うべきというふうに考えるんですけれども、そのあたりではやはり今少子化対策が非常に叫ばれていることで、町長も大変な財政の中で通院費等の助成も行っているわけでありましてけれども、健診についてもやはりきちんと受けていただくということをしていくべきではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、今、課長がおっしゃってございましたけれども、国のほうの通達文書を見ますと、先ほど20週前後をそれぞれおっしゃってございましたけれども、8週、20週、24週、30週、36週と区切っているわけですよ。それぞれこの時期、時期が非常に大切な時期でもあって、その時期にそれぞれの健診を行うことがやはり望ましいということで、健診項目もそれぞれ示されているわけですよ。そうすると、今言われている内容をしっかりとやっていくのは最低、この5回、何としても到達すべきではないのかなというふうに考えます。

それから、超音波、エコーについても、やはり全年齢、それ相応の対応をしていただきたいというふうに考えますが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 医療に関しては私のほうからご答弁申し上げますけれども、限りある人材の中で地域の病院、町立病院ですから地域の病院になります。しかしながら、拠点病院として厚岸郡も含めた24時間救急指定病院という使命もございます。そんな意味で、やはり地域を守る中には浜中も私もは入るのではないのかなと、根室と釧

路の間にある拠点病院として、今後きちんとした体制を整えながら物事を進めていかなければならないものというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 妊婦健診に関連いたしましてご答弁申し上げたいと存じませぬ。

1点目の町内において母子手帳未発行でもって出産された例はということでございますけれども、実はたしか前の議会だったかと思いますが、お答えをさせていただいておるところでございますけれども、2年ほど前に1例ございました。臨月間近になりましたら1回、助産師の施設に受診をしたようでございます。その後、母子手帳の発行につきまして助産師から連絡が入りまして、手続を行おうとしていた矢先に破水というような状況で、救急車によりまして釧路市内の病院に搬送されたと、こういう例がございまして、その連絡を受けまして、その医療機関に私どもの担当が母子手帳を届け、そして状況をお伺いし、今後の相談ルートを確保したという例がございまして、これまでは、その1例というふうに承知をしているところでございます。

それから、妊婦健診の管内状況ということでございますが、実は標茶町につきましては平成19年10月から2回から5回へ拡充済みでございます。それから、平成20年の4月からでございますが、釧路町が1回から5回、それから釧路市、白糠、浜中が2回から5回へということに拡充予定というふうに伺っているところでございます。ほかの自治体につきましても、拡充へ向けての検討ということで、どちらも現在2回で進めているんですが、5回程度まではどうかなというようなことを目標に検討を行っているというふうに伺っているところでございます。

厚岸町といたしましても、管内の自治体の動向については今後とも注意を払いながら、検討してまいりたいなというふうに思っております。現時点では、財政的な問題もございまして大変厳しいんですが、何とかそういうことでお時間をいただければなと思っております。

それから、金額的なものでございますけれども、先ほど5回の健診時期が委員からご説明ございました。そのとおりでございますが、それぞれの単価ということになりますと、8週前後で9,950円、20週前後で990円、24週前後で2,690円、30週前後で4,350円、36週前後で2,690円というふうに示されております。これは医師会から提示を受けている金額でございます。

また、超音波検査につきましては、1回につきまして5,300円ということに提示を受けております。これについても、5回まで標茶町は拡充をしているというふうに伺っているところでございますが、これら総額いろいろシミュレーションは行ってみまして、90人で5回のそれぞれの期限ごとの健診額を全部で90人として計算をしてみますと、総額で57万4,000円、今よりも増額しなければならないところでございますし、超音波検査の委託を拡充すると想定した場合には、1回分で90人で47万7,000円が見込まれるというような状況でございます。ですから、47万70,000円のもし5回とすれば、238万5,000円というようなことで、新たな財源捻出が必要になってまいるわけでございまして、今の当

町の財政の中ではなかなか厳しいものがあるという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 救急についてはわかりました。ひとつそういうことで、しっかりやっていてほしいというふうに思います。

あと、この妊婦健診については、やはりあとは町長の判断ではないのかなと、どういう時期にどういうふうにその線に沿って実施をされていくというふうになるのかなというふうに思うんですよ。今、非常に町内でも出生率が下がっている、そういう状況を考えると、一人一人の子供、そして母子ともに健康で出産を迎えることができるような対応をきちんとしていていただきたいというのが切なる願いだと思います。ひとつそういうことで、今後早期にそれを達成できるように町長にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、昨年4月から少子化対策の中で、厚岸町独自の子育て支援対策を強化いたしておるところでございます。そういう中で、先般の一般質問で石澤議員から質問を受けたわけでありましたが、その中では現時点において制度の拡充は財政的にも無理でありますという答弁をいたしておるところでございます。

先ほど、担当課長から答弁をいたしましたけれども、妊婦の健診については少子化対策として財政の見通しがつけば考慮するという事も考えられるべきことではなかろうかと、そういうふうに考えておりますが、一般質問の関係もございまして、先般の答弁ということでご理解いただくと同時に、将来に向けてはいろいろと考慮しなければならないのかなというように考えております。

●委員長（音喜多委員） ほかがございせんか。

155ページ、3目墓地火葬場費。4目水道費。5目病院費。6目乳幼児医療費。  
15番。

●石澤委員 前年度から対比で減っているんですけども、これはどういうわけですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

私ども、予算編成で根拠になる数字そのものは、おおむね3カ年平均で医療費がどの程度におさまるのかという手法をとっております。20年度の乳幼児医療費の医療給付費分の予算であります。19年度末の見込みも含めて、平年の平均値をまずとらせていただくということでございまして、特に制度上削るものがあったということではござい

ませんので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 これは、ただ人数が減ったということではないんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 対象人数は、昨年も今年も約540名前後で、そう大きな移動はございませんので、人数が減ったということではなくて、19年度において若干最終補正でもさせていただきましたが、医療費の給付が下がっております。その辺の影響が20年度の当初の中でも若干出てきているということでございます。

●委員長（音喜多委員） ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2項環境政策費、1目環境対策費。

13番。

●室崎委員 160ページに水質汚濁防止対策協議会（石けん購入助成分）として49万円というのが載っていますが、この二、三年の状態結構なんですけれども、石けんの購入助成、要するに町内で石けんを買う量がふえれば、購入助成費はふえますよね、買う量が下がれば下がりますよね、その推移、概略で結構です。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

最近、金額的には大体49万円という予算を当初計上しております。そういった中で、最近の傾向としては大体40万円前後の助成に実績として上がっているという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 どうなんでしょう、一時から見たら大分下がっているのではないかと気がするんですが、どんなものでしょう。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。



●環境政策課長（小島課長） 金額的には、一番多いときは60万円台というのもございました。それから比べると、金額的には若干下がっているなというふうに思いますが、傾向としては例えば店舗、石けんを置きたいというお店も我々のところへ来て、店舗数としてはふえているという状況もございます。我々も、広報等を通じて、その使用の効果、それから町では推奨しているんだということも宣伝しているところでございます。ご質問に答えるならば、そういう状況にあるということでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 景気動向でいうなら、方含みにあると、こういうような形ですね、一定の線でずっと横に動いていると。

今、答弁の中にあつたように、何で厚岸町がこういう制度、日本中でいまだに、日本中1,800ほどあるんですか、市町村。その中で厚岸町だけだそうですね、ほかのは聞いたことがないというふうに私は聞いているんですけども、いやいやあそこそこあるというのなら教えていただければいいけれども。そういうことをやっているのかという趣旨を含めて、やはり。

テレビでコマーシャルで見れば、朝から晩まで真っ白が真っ白というような合成洗剤のコマーシャル流していますよね。その中でやっていく中で、なかなか利用者をふやそうというのは非常に難しいことではあるんですが、なぜ厚岸町がこういうことをやっているのかということをやまず、広報、周知をしていただきたいということは、これはお願いです。

その上でお聞きしますが、もとはISOという名前でやってきたんですよ。それがあるときからEMSというんですか、これは環境マネジメントシステムだ、直訳すれば、だと思いました。Eはエンブレメントでしょう。それにかわりましたよね。これで実際にやろうとしていること、実際にねらっていること、そういうことでは何か変更があつたということなんでしょうか。それとも、ISOというのは国際認証の何とかかんとかで、そういうのであって、それをやめて今、そのISOという名前を使ってしまうと商標権か何かに引っかかるのかな、ちょっとわからないけれども、そういう名前使えないからEMSという名前にしているけれども、ISOも14001というのはEMSの中の一つなんだから、厚岸版EMSということをやっているの、ねらいは同じなんですよということであれば、そのようにお聞かせをいただきたい。それで、そのねらいとは何なのか、端的にお教えいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、前段の石けんの普及、周知についてでございますが、これは全国的に普及を進めている団体がございまして、その中で厚岸町は継続してキャンペーンを張っているときに、町名でもってその効果、効用、厚岸町はこういうことを進めているんだということをメッセージとして継続して続けてもおります。これは町外、広く行き渡るようにというシステムでございますが、町内についても引き続き広報でも

毎年継続してPRはしておりますが、この部分についても継続して広めてまいりたいというふうに考えます。

それから、環境マネジメントシステムでございます。この件につきましては、質問者おっしゃられるようにISOから環境マネジメントシステムへということで、その名前は変わりましたが、基本的な行っていることは全く同じ手順で、目標も変えずに行っております。内部的な監査も毎年、全施設対象にするということで、ここの部分は強化もしております。それから、環境目標につきましても、数値目標のある部分につきましては、31項目のうち17項目については前年度よりも目標値を上げるようにということで努力をして、その達成に向けて全町挙げて取り組んでいるところでございます。その目的につきましては、環境負荷軽減等々あるわけでございますが、一方ではそういった環境負荷軽減が数値目標でもあり、いわゆる無駄なエネルギーを使わないということで経費の削減に結びついているという状況で取り組んでいるところでもございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 最後に、経費の削減ということが出てきたんだけど、それは言うならば出てきた結果ですね。もし、経費がふえたとしたら、それはこのEMSの目的を達成できなかったということになってしまうというものではないんでしょう。そのあたり、経費の削減を表に出して言われると、ただのけちけち運動かというようなことになってしまいますので、そのあたりやはり誤解されてみえる方も結構いるようなので、それをきちんと説明していただきたい。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者おっしゃられるように、その部分は副産物として出てくるものでございまして、目標自体は例えば電気量の使用量、金額ではなくて、それから燃料、これも量だとか、そういう定量的なものを削減しようということでございます。

ですから、昨今の燃料費の値上がりがあると、金額的にはどうしても前年度より上回ってしまうかもしれませんが、量で目標を立てておりますので、その辺は誤解ないようにPR、それから役所の中でも周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、ISOの時代から私は何回も、何とかの一つ覚えのように言っているのは、役場庁舎あるいは町職員のいるところで、こつこつこつこつやっているだけでは、本来の目指したものではないのではないかと。要するに、厚岸町全体として環境負荷に対する影響をどのように抑えていくかということが非常に大事だろうということは、ISOの認定を受けて始動したときから私は言っておりました。

ところが、I S O時代には、いわゆるI S O認定部署とでも言ったかな、役場庁舎、それから厚岸町の施設の中で、このI S Oの認定の対象施設にならなかったのは町立病院の医局だけですよね。これは、町立病院の場合には救急の問題やいろいろな問題があって、ちょっとこういう網をかけるとうまくないのではないかというお医者さんたちのほうの意見があって、そこだけは外したと当時説明がありました。あとは全部入ったというところでやってきたんだけど、それだけでは足りないだろうと。これを町民の中にどうこの趣旨を周知して、厚岸町全体としてどうなるのかという話に入っていかなければならないというような課題のまま、EMSになっていったということですよ。

それで、その点はどうなのかということをお聞きしたときに出てきたお話は、環境基本計画がまだでき上がっていないので、もうちょっと待ってくれという話で終わったんです。それがこの話を私が質問した最後のときの話でした。それで現在、このEMSというものがどのような形でもって、役場という厚岸町職員の仕事場というものを超えて出ていっているのか、その点についてどんなことをやっているのか、これをお聞かせいただきたいわけでございます。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 町内全体に、この環境マネジメントシステムの趣旨につきましては、周知することはできますし、今までもしてきてございます。ただ、実際的に行動に移してもらうというのは、質問者おっしゃられるように非常に課題として残ってきた部分でございます。

現在考えてございますのは、これは教育委員会のお力もお借りしているわけですが、学校で児童・生徒を対象にして、学校EMSということで取り組んでいただいています。幸いにして、昨年度は1校を除いて全校、今年度はもう既に申請ありますけれども、全校まで広がりまして、その現地の確認もしてございます。4月には全校の認定を町長から認定の授与式をする予定になってございます。児童・生徒のお力を借りるというのも、大人としては情けない話でございますが、まず学校で取り組んでいただいて、その子供たちが家庭に帰って、家の中でそういうお話し合いをされて、電気は小まめに消すだとか、水道は無駄に使わないだとか、学校で取り組んでいることを家庭の中にも広げていくように進めていきたいと、まずはそこからというふうに考えてございます。それから先のことについては、まだ具体的な行動をどうするかという部分はありませんが、ただ周知、PR、趣旨を伝えるということは、これから強く進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 町長も、町政執行方針を見ても、今、課長がおっしゃっていたように学校EMSの話が何も出てこないです。具体的な町内での取り組み、教育委員会さんありがとう、唯一の頼みの綱でございますと、こういう話になってしまうんで心もとない。

それで、環境基本計画の話もちょっと入りますが、環境基本計画を見ると、町民の役

割、行政の役割、町、町民、事業者の行動指針、いろいろ書かれているんですよ。これは恐らく表題だけをまとめているんです。中身まで一つ一つ書いていたら、もう分厚いものになってしまって大変だから、そこは省略しているんだろうと思います。

それと、もう一つ、平成15年の2月ですから、平成14年度に出ているんです。厚岸町地域省エネルギービジョンというものが策定されています。この中で、これは概要版です。今、重たいからちょっと本物のほうは持ってこなかったんですが、この概要版を見ても厚岸町は地域全部門での省エネルギー化を図って、最終的に省エネ率6.9%を達成するんだということを書いています。そうすると、平成15年の2月に、さあやろうということになっているわけです。これはどういう形でもって、この環境基本計画の中に取り込み、具体的にどのようなことをやっているのか。

それから、環境基本計画を見ますと、先ほども言ったようにいわば表題が書かれているのみで、具体的な部分がちょっとわからないんです。それで、何といたしましたっけ、行動計画といいますか、具体的な何かビジョン、ちょっと私外国語弱くてよくわからない。そういうものはどうなっているのか。

それから、物によっては、一遍に全町的にできないもの、全部の部門でできないものについては、いわばケーススタディとでもいうんですか、一部のものを取り上げて、そこでもって実験的にやってみる。例えば、かいつまんで10軒でも20軒でも家を選んで、そこでは例えば待機電源だとか、それを全部切る。そうすると、何ワット月に省力化できた。そうすると、それは環境負荷というもの、CO<sub>2</sub>換算でいうとこうなると、そういうようなこともやっていかなければなりませんよね。

ここには、計画を進めるためにというのが第8章にありまして、そこで具体的例示として、そういうようなことができるんですよというように書いてある。ただ、数字だとか、そんなものは入れていないで、〇〇%なんてなことになっていますから、こういうことを一つ一つの表題として描かれた、前の章にありますか、そのところではやっているんだろうと思うんですよ。これどんなことをやっていますか。

そういうものがあれば、いわば厚岸町の予算との関係でいえば、3カ年実施計画みたいなものかな、そういう行動基準みたいなものがあれば、それが1年間でどう動いたかという行動評価になってくると思うんです。今回の町長の行政執行方針の中で、評価を行いますと、何だか調整委員会というのは各課でもってつくるんでしょう、そこでやりますと。それから、外部、町民を入れた何だか検討会議というのでやりますと、そういうことが書かれております。だから、その対象となるもの、どういうような、もう一遍同じことを言って悪いけれども、行動基準だとか、あるいはケーススタディだとか、今年1年間行われてきたのか、こういうものを具体的に教えていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、環境マネジメントシステムを全町的に広めるということについて、環境基本計画の中にどのように盛り込むべきかというご質問でございますが、この件に関しましては環境審議会の中でも議論がありました。実は、国が地球温暖化防止計画ということでCO<sub>2</sub>の削減を全国的につくろうという計画の中で、町村につ

きましては公的機関、いわゆる自治体の組織としての部分で行動計画をつくってくださいと。大都市については、全市挙げた内容でもってつくってくださいということになってございます。その計画自体は、厚岸町は既にISOというものを進めておりましたので、それに準拠した形でいち早く策定することができました。

そういった経緯を踏まえて、環境基本計画の中で委員さんのご議論の中でも、意見的には全町に広めるべきだとの意見もありましたし、いやいやそれは余りにも進めるに当たっては、ほぼ具体的な行動を求めるのは非常に難しいのではないかというご議論が相出ました。結果的には、まだその部分を進めるには早いのではないかという大勢になりまして、皆さんの議論、最後はそうなりまして、ここはその内容については見送ろうという内容になったものでございます。

それから、環境基本計画はおっしゃられるとおり、あくまでも基本計画でございますので、その後の行動計画はどうするのかというご質問でございますが、これにつきましては個々、その指針に沿って各対応する担当課を決めてございます。その中で、個々に考えていくものというふうに一応位置づけてございますが、まだ19年度に初年度を迎えて、まだ最終的な進行管理につきましては20年度に入ってからということになります。その中で、それぞれ所管するところの部分については、最終所管の中で確かめていきたい。その中で、不足するもの、さらに進めるべきものというものを整理しながら、進めてまいりたいというふう考えています。

それから、具体的な部分としておっしゃられたのは、46ページの環境の定量目標のところかなというふうに思いますが、ここで13項目、10年後の数値目標というのを掲げさせていただいています。これにつきましても、対応する課、それから横の連携をとらなければならない。それから、町民にも協力を求めなければならない、事業所にも協力を求めなければならないと、さまざまな大もとな要因をクリアしながら進めていかなければならないことと考えてございます。ある意味では、高い目標を設定している部分もありますが、そこに向けて一つ一つ進めていくということで、内部的な環境施策、行政会議の中でも確認しているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 ちょっとね、あれもあだからできません、これもあだからできませんという話に終始しているんだけど、63ページのところでこの計画を進めるためにという第8章ですね、そこで進行管理というのがありまして、年度途中の10、11月に関係部署における施策の実施状況、課題の整理、点検、中間評価を行うと書いてあるんだ、これはどういうふうになっていますか。今のあなたの言い方だというと、全部これからというふうに聞こえるんだけど。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 先ほど申し上げましたのは、最終的な評価のことだけで答弁してしまいました。ご質問者おっしゃられるように、中間評価というものを行ってご

ざいます。これはスケジュール的には、昨年の12月において役場内の環境政策調整会議において中間的な取りまとめの確認をしてございます。その中では、達成した事業が23事業、それから中間なものですから、運用中というのが78事業、それから当該年度については該当しないというのが1事業という内容になってございます。この内容につきましては、明けまして1月になりまして町民検討会議、これは町民の皆さんの組織でございますが、この中で中間報告をいたしまして、今後に向けての確認をしたところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 これを読みますと、それぞれのものについては定量目標が全部出ているような書き方していますよね、出してくるような、そういう形になっているんですね。

ここのところで、今表題だけと言っているのは、今やっているような施策がペタペタペタ張りつけているようにも見えるんだけど、各課は。そうではなくて、それをもっと具体化して、1年間でこれだけの削減をしますとか、こういうのをやりますとかというきちんとした数字の目標が出せるものについては全部出ている、そしてその中間評価を行ったと、そういうふうに解釈していいんですね。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 今申し上げましたのは、108項目の項目についてでございます。それで、定量的な数値目標のところにつきましては、これは数値は年度が終了しないと出ないものですから、途中経過では数値は出ないということで、ここについては中間評価の対象にはしてございません。ですから、最終的な評価の中で、その数値の報告を求めまして、全体の取りまとめをした中で、その評価、それから今後における取り組みをどうするかということ議論しながら、また前進させていきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 いや、あのね私聞いているのは、数値出していないのだったたくさんあるので、それを言うんだけど、行動基準とか行動指標とか、そういう具体的なものが出ていられるんでしょうということですよ。ぼやっと、何々についてはこの後やりましょうというような話で、さあ今年1年間何をやりましたかねというような評価ではないんでしょうということを言っているんです。だから、これから20年間かけてこういうふうにやりますから、1年目にはこれをやります、2年目にはこれをやりますというものがこのところに、何十項目あるかわからんが、物すごくたくさんあるんです。それらについては全部出ているんでしょうということを聞いているんです、それを確かめているんです。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） その部分につきましては、それぞれの項目、それから所管する課によってばらつきがございます。実は、年次的な年次割までは、現在の作業まだ進んでございません。これから10年間かけての計画でございますので、その中でどのように行動指針を達成するためにもっていくかということは、これから内部的な調整会議の中で、それから外部の町民の皆さんの入っている町民検討会議の中で、そういった中で議論の中で、もう少し実効性のあるものにつくり変えていきたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 私、童謡で、だんだんおうちが遠くなるというのを聞いたんだけど、聞くたびにぼやけてきますね、話が。10年計画であろうと、5年計画であろうと、計画を立てて1年たって、さあこれから行動指針どうしましょうかというような、そんな計画ないですよ。計画を立てるということは、これから年次でどうやっていくかということを立てることじゃないですか。それがここには書かれていないんだ。だから、これは表題だけ書いて、あと具体的な内容については、またこのちょうど条例でいうと規則があるように、その下部のものがあるんでしょうと言っている。そうしたら、さあこれから考えますと、それでは何のための計画なんですか。計画をつくることを計画しただけですか、おかしいですよ、そういう物の言い方は。結局、そんなことをやっていたら、何も前に進まないでしょう、それが1点。

それから、もう一つ、基本計画で審議会の皆さんに考えていただいたら、まあそんなものいいだろうと言ったから、それでもってISOの当初からの大きな課題であった町民に対してどのように働きかけ、どのようなところから一つ一つ積み上げていこうかというものは捨ててしまいましたと、そんな話になるんですか、これは大変おかしいです。

それから、この省エネビジョンというのは、何やるんでも金のない今だから大変なんだけれども、これは厚岸町1銭も出してないですよ。これ100%、NEDOのお金でもって厚岸町がやっているわけです。たしかそうはずです。今違ったら言ってください。ほとんど100%と言って間違いのないと思うんだが、とにかくそういうやり方でもできるんですよ。そして、ここではCO<sub>2</sub>にして省エネ率6.9%、こういうものをCO<sub>2</sub>削減ということをはっきりとうたっている。6.9が達成できるかどうかという話は別ですよ、それはいろいろありますから。

ただ、今この厚岸町が町民に対して日常のできるところから、例えば車をとめたらエンジンを切りましょうとか、あるいは待機電源は無駄だからやめましょうとか、ごくごくささいなところから、実はそれが地球温暖化という最も大きな今日的な問題と直接結びついているんですよということを言うには、最もいいやすいときですよ。どっち見たって、テレビ見たって、何見たって、そういう話であふれているときですから、皆さんそういうふうに言うと、うん、なるほどなと聞いてくれますよ。中には、そのやっていることがどうして結びつくのというようなことも、それはあるかもしれないけれども、そういういわば環境教育というか、町が何でISOなんていうものをやり始めて、

そしてそれが今、厚岸町EMSというようなものにしてやっているんだということをきちんと説明し、町民もなるほどなど、では自分でもできるところから始めようかということをする最高の機運のときじゃないですか。

そのときに、審議会の衣に隠れて、今はそんなのはまだ早いからやりません、そんなことが担当課長が言えるんですか。これは、厚岸町の各部署に張ってあるでしょう、環境何とか指針というやつ。あれから見たっておかしいじゃないですか。もう少し、物をきちんと前に進めるといふ姿勢を見せていただきたい、いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） この計画を策定するに当たりまして、基本計画でございますから、大まかな骨子だけで済ますということも最初の想定ではあったようでございます。ただ、策定していく過程で、これでは実効性が担保できないということで、より具体的な一歩行動計画にちょっと踏み込む内容でつくるべきだというふうに方向転換いたしまして、具体的な数値目標を掲げたと。それから、行動指針についても、具体的な表現をするように努めたということ。

それと、これはいろいろなところで最近、この同種の計画がつくられておりますが、進行管理まで設けたところはまれだというふうに言われております。ですから、ここは我々としては一歩進んだ計画をつくったというふうには考えているところでございます。

それから、ISOの考え方をこの計画に盛り込んでいないということではございません。この行動指針の中には、それぞれ環境に配慮した行動だとか、いろいろなことでりばめられております。先ほど申し上げましたのは、例えば数値的に国が6%削減しようということ、では厚岸は何%を目標にしたらいんだと、その数値を掲げるべきかどうかという議論でございまして、その辺の説明がなかったことをおわび申し上げたいと思います。

それで、これを掲げた場合に、どうやってその数値を把握するのかと。例えば、個人個人の自家用車の燃料消費をどのくらい減らしたのかという、把握しないと達成できたかどうかということは確認できません。個々の家での暖房、それから電気量、それぞれそういったものも役場と同じように把握しないと、なかなか難しいということで底流的な目標の中に含んだり、そのかわり行動指針の中でこれを盛り込んでいこうということで、その趣旨はこの中に入っておりますので、その点をご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 私も、つつい大きい声を出して申しわけないんだけど、それはよくわかります。

それで、この基本計画がそういうところで並みの基本計画から一歩も二歩も前に進んで、そういうものを入れているというのはわかる。だから、紙の上では、私はすごく立派だと思う。問題は、さあこの1年何をやったかということを知っているんですよ。行動指針というのをつくりました。紙の上には行動指針も載せています。では、何をやっ



たんですか、それはこれから考えます、それではだめだということです。

だから、この1年間の評価というものを、やると言っているんだから、それはまさにここに何書いてるな、この文章上手だな、下手だなというような評価ではないでしょう。1年間何をやったか、それがここに書かれている行動指針ですよ。ここには、恐らくその下には具体的行動基準があるんだと思うんだが、それと照らし合わせてどうだったかということだと思う。だから、その具体的行動指針をどうつくり、これを1年間どういうふうに動かしたのかということを知っているわけです。

ところが、あなたは紙の上の話ばかりするから、ちょっと食い違いが出たと。その点でもう一度おっしゃっていただきたい。

それと、もう一つは、平成14年度には省エネルギービジョンというものが厚岸町は策定されていますから、これはもうほかしてしまったわけではないでしょう、生きているわけでしょう。そういう点も含めて、どういうことになるのかと聞いているんです。

いや、この本体のほうにはあれですよ、町長が顔写真入りでもって載って、やるよということをはっきり書いていますからね、当然、厚岸町の基本計画として、この省エネルギービジョンというのは動いていなければならないわけですよ。ただ、それは目標値ですから、何年たったときに6.9%削減というものが達成できるかどうか、あるいはできたかどうかという話は、これは別です。でも、それに向かって一生懸命やっているというものがなければ、何のためにつくったのかということになるわけです。そういうことなんです。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 具体的な行動については、評価の中で運用の状況、達成度の内容、そういったことをより具体的な表現にまとめる中で、進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、省エネビジョンの考え方については、これについては当時、先進的な考えでまとめられたものでございます。その考え方は、継承してまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 ちょっとよくわかりません、評価の中でもって、これから出てくるといいますと、今何やっているかさっぱりわかりません、それが担当課の掌握の仕方なんです、わかりません。私のほうの聞き間違いなら、ちゃんと説明してください。

それで、ちょっと具体的な話します。たしか消費者業界だったと思いますが、そこらが主導したのか、町と要するに相談したのか、エコバッグというのが一時行われましたよね。あれは買い物に行ったときに、レジ袋というんですか、カシャカシャいう、あのビニール袋がぼんぼん使われる、1回限りで捨てられる、もったいない話ですし、それが捨てられるということはごみになってしまうし、それから捨てられなくても無駄なものが使われているということで、エコバッグとって、買い物袋みんな持っていきまし

ようやということで、それをある程度配って、たしかモニターか何かやったと思うんですが、あれはあの後どうなったんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、前段の行動指針について、中身について具体的な部分ということでございますが、これは私の説明の中では抽象的な表現に終始して申しわけないと思いますが、中間評価の中では各課から上がってきた内容については、かなり具体的な数値も含めた中でまとめられてございます。

ですから、これは一つ一つ見ていくと、それぞれきちんと目標を把握して、それに向かって庁舎内の全課挙げて取り組んでいると、取り組み中であるということがわかる内容になってございます。

ですから、今の段階では、より具体的なものをちょっとお見せできないのが残念でございますけれども、まだ運用中ということでご理解願いたいというふうに思います。

それから、エコバッグについてですが、今手元にすぐ出ないんですが、過去にモニター、エコバッグをモニター制度というのを設けて1年間、100人くらいだったと思いますが、無料で配布して、そのアンケート調査をとるということを行いました。その結果については、非常にそれを持つということで、レジ袋の削減につながるという回答も多くあったようでございます。その後どうなのかというご質問なんですけれども、そのモニターを行った後は残念ながら、その後どのようにそれを展開していくかということは、19年度まではとまっておりました。

それで、これから来年のことをお話してもよろしいでしょうか。20年度に向けて、新たにこのエコバッグを普及させるということを進めてまいりたいというふうに考えてございます。それは、町でイベントなどでPRする場を、何かのイベントとあわせて、全部入って行って、エコバッグをPRする場を設けさせていただくと。その中で、無償でエコバッグの普及を進めるために皆さんにお配りする機会、それから広報活動をしていきたいということで、新たに一步前進させる考えで今持っております。しばらくはとまっておりましたが、一步前に進めるということで現在考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今、浜中町はレジ袋の有料化ということを相当にいろいろな問題が出ているみたいです。へたすると、公取まで入ってくるようなことになっているんですが、とにかくやるんだという姿勢で何か動いているようですが、厚岸町でも何年か前に、レジ袋の問題をきちんとしようではないかというようなことで、町民のほうに動きがあったのを聞いたような気がするんですが、これは町のほうとの何か連携はあったんですか。

それから、エコバッグを普及するというのを、ちょっと一時眠っていたけれども、目覚まして動き出すんだという今、力強いお話があったので、それは大変ありがたい。

それで、今回の予算ではどこにどんな形で出ているのでしょうか、その話は。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 町内の組織がレジ袋の削減に向けて動き出そうとした経緯が過去にあると、知っているかというご質問でございますが、その部分については私存じ上げてございません。

それから、予算でございますが、廃棄物一般の消耗品の中に、このエコバッグを100個購入いたしまして、そのような活動を行う予算を織り込んでいるところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで大体わかりました。環境計画、基本計画だから、これを読んでも抽象的なものだけなんだと、だけれども、その下にはきちんとした行動指針があって、それによって動いているんだと、今その評価やっている最中だという話がありましたので、それによってきちんとしたものが出てきてくれるなというふうに思います。

それから、これは考え方だけをとっておけばいいんだというようなものではないですよ。だって、計画、町が立てているんですから。それをどうするのかということですよ。

それで、今集まりつつある各課でのもの、そして調整会議なんかでもって評価されて、ある程度まとまりますね。その段階で、議会に対しては、例えば厚文なんかには出してもらえますか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 現在のスケジュールの中では、そのまとめは7月から8月になる予定になってございます。そのあたりでまとまりますので、その評価の出た段階ではお示しできるというふうに考えます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 最終評価はそのころに出していただくと、中間評価のほうはもうまとまっていますね、それについては議会のほうに示してもらえますね。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 求められれば、提出は可能と感じます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今の点については大体わかりましたので、また機会を得てお聞きすることになるとは思いますが、外来生物についてなんですけれども、これは去年非常にオオハング

ンソウに対して一生懸命やっていただいて、分布図まで出していただいた。あれは非常に高く評価されているところですので、あそこまできちんとやっている町はそうないそうですから、私もそれは高く評価していますが、今年はどうのことを考えていますか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 特定外来生物のオオハンゴンソウの関係でございますが、昨年度、子野日公園の一角、これはボランティアを募ってエリアを定めて防除活動、これは環境省の確認のもとで行わせていただきました。これにつきましては、初年度で花が咲かないと、対象物も我々はわからない中で手探りで実は計画をつくって環境省に申請して、ようやく防除までこぎつけたということでございます。我々も経験の中で、花が咲かなくても、その植物を特定できる自信もつきました。非常に花が咲いているのだと、ヨモギの木と若芽のときは非常に似ています。私も最初、それがそうだと思って、いろいろこっちにもある、あっちにもあるという状況で勘違いしていたんですけども、花が咲いてから、それは全く違う植物だということがわかってまいりました。

なぜ、こんなことを申し上げるかと言いますと、花が咲いてから数週間で実をつけると、1カ月くらいかかるかもしれませんが、そうすると種が落ちてしまいます。防除のときに、実はその種をその現場に落としてはいけないということで、最初に分担して花を摘む作業をしてから引き抜き作業をしたということで、かなりの労力を要しました。それで、今年度は花が咲く前に同じエリアの防除活動をして、昨年と比較してどのような生育状況、それが衰退させることができたのか否か、どういう状況なのかということを経年変化をしたいということで、同じようにボランティアを募って行ってまいりたいというふうに考えます。それはその部分でございます。

それから、子野日公園につきましては、そのエリア以外にも咲いているところが確認されてございます。桜の名勝地でもございます。桜の咲く時期は、このオオハンゴンソウは夏から秋にかけてですから、咲かないわけでございますが、管理上防除の体制をとるということで、担当課と確認しているところでございます。

それから、要注意エリアの中で、もう一つあったのが文化財の中で太田屯田のアカマツがございました。この部分も文化財対象物でございますので、ただし個人の土地にございます。木の所有も個人のものでございます。ただし、町の文化財でございますから、これは委員会のほうでも所有者と協議済みのようでございますが、その防除の体制をとるということで了解も得ていると聞いておりますので、その中で対応をとるということになってございます。

それから、よく目につくのが道路沿いだとか、そういった部分でございますが、これにつきましては国道は開発、それから道道につきましては土現さん、こういったところに早目、早目の対応をとっていただくということでお願いを申し上げるという予定になっているところでございます。

●室崎委員 オオハンゴンソウだけが外来生物じゃないでしょう。

●環境政策課長（小島課長） それから、厚岸町で確認されている中では、あとはアメリカミンクとウチダザリガニの2種がございます。これにつきましては、具体的な被害をもたらしている状況というのはまだ未確認でございます。ここで大事なものは、こういったものが特定外来生物として厚岸町にいるんだと、これに対してはどういう行動を町挙げてとらなければならないかということの周知が大事だというふうに考えます。これについては、被害予防の3原則というものもございまして、そういったものを周知するといった活動は引き続き行って、町挙げて監視できるような形をつくっていきたいというふうに考えます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 よろしくお願ひします。

それ以外にも、厚岸町でまだ発見されていないけれども、両側の町で発見されているものもありますから、そういうものについてもきちんとした周知をしていただきたい。

それで、これでやめますけれども、1点だけちょっと聞き漏らしたので、確認いたしますが、レジ袋についての町民からの声というのは、町には届いていなかったんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 申しわけございません。具体的に、何年ごろの動きだか教えていただけないでしょうか。私は最近のことを申し上げたつもりなんです、それでは私は存じないです。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。  
環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ここ3年の中では、私はこの席に着いて3年目なんですけれども、存じ上げておりません。

また、引き継ぎの中でも、そういったことはなかったものですから、ありませんとお答えしました。もしかしましたら、その以前にはあったかもしれませんが、その部分は未確認でございますので、ご了承願ひたいと思います。

●室崎委員 要するにいます、前の人にはいます。役場やめたわけではないでしょう。それはっきりしてください。

●環境政策課長（小島課長） 引き継ぎの中ではなかったと申し上げたつもりなんですけれども。

●室崎委員 私は聞いていません、ああそうですかでは終われないもの。

●環境政策課長（小島課長） では、確認させていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時23分休憩

午後 2 時27分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。  
環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 長い時間をいただきまして申しわけございません。

過去に、町の商工会においてレジ袋の削減についての動きがあったのかというご質問でございましたが、かなり前ではございますが、そういうことがあったという事実が確認できました。私といたしましても、その部分については私は存じ上げなかったんですけれども、商工会に最近そういう動きがあるかということを知りたいと思っております。これが答弁になるかどうかはあれですけれども、そういう状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 行政の継続性という問題もありますので、どこかで立ち消えになってしまうようなことでもうまくないんですよ。それで聞くと、いや私は聞いていないんですけれどもというような話で終わるんでは困るんです。

どっちにしても、今エコバッグで動き出すわけでしょう。そうすると、そういうものもきちんと集めながら、そういうものにちゃんとこたえるためにこうするんだというようになっていかないと。

それから、今聞いていると、私はちょっと記憶が定かでないんですが、鮮明に覚えている方もいらっしゃるって、前にもこの議会でそういう議論も出ているようです。そうなれば、余計そういう点をきちんとやっていっていかねばなりませんよね。そういう点で、どっちにしてもこのエコバッグ、レジ袋含めてでしょうけれども、これが一時休眠状態になってしまったことで切れたということだろうと思っておりますから、そういうことについてはまたきちんとやっていただきたいです。

それから、環境計画、EMSについてもそうなんだけれども、やはり町民をきちんと

巻き込んで動いていくために、最初から全部やれなんて言っているのではないですよ。どういふふうに一歩ずつ前へ出していくかということの具体的なものをきちんと示していかなければならないと、そういうことなんですよ。

それで、町長にお願いしたいんですけども、厚岸町の環境指針として町長もきちんとおっしゃっていますよね。そういうもので、積極的な町の姿勢が具体的な行動の中であらわれてくるような施策というものを切にお願いする次第なんですけど、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私の執行方針におきまして、第1は自然と調和した快適な環境づくりについてという中で、先ほどから議論されておりますとおり、行動指針等につきましても明確に答弁をいたしておりますので、今質疑のやりとりを聞いていまして、私としては責任の重さを痛感いたしておりますし、執行方針のとおり推進をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。  
14番。

●竹田委員 済みません、環境ということで、ここで湾内の泥の底質について前回もお願いをしていた件で質問させていただきます。どういう理由かわからないけれども、ウニ養殖をしているその中で、今までウニの養殖の中でかごの中で生育している中で、死んだことがなかったのに去年初めて死んでしまったと。その中には、底質の泥という問題が日本全国なんですけれども、大変な問題になっている。

前にも、湾の中の水質調査の中にも、泥の採取の問題についてどの程度なされているのかということで質問したことがあります。この底質の泥の問題については、一番の悪影響は酸素不足ということから、生物が育たなくなるという問題があります。これはもうホッキから、ホタテから、貝類、ツブ類、すべてに悪影響を及ぼしていくわけですけども、その点の底質の泥の調査、湾の中の調査というのはどの程度やられているのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時32分休憩

午後 2 時33分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。  
産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 去年の3月の議会だと思っておりますけれども、竹田議員のご質

問がありまして、私が答弁を申し上げました。その際に、釧路地区水産普及指導所で出しております厚岸湾における水質、底質環境についてというのが手元にあるんですけども、それが平成16年の結果についてありますが、それについて厚岸湖の底質については今すぐ対策をとということではありませんけれども、引き続き監視が必要ということで、そういう指導所からの報告が私のほうの手元に届いているという内容で、前回は昨年3月議会にそのように答弁をしています。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 引き続き監視が必要ということで、それは3月にも答弁いただいています。そのときに申し上げたのは、底質の泥の調査を、調査の範囲を広げてほしいというか、調査の場を広げてほしいという要望はしたつもりでございました。そういうことも踏まえて、16年ですから、今4年たったわけですよ。今後の対策として環境保全ということを考えれば、この調査、監視というのは計上をされているわけです。その中で、海の環境を守るということで全国的にも非常に問題になっている。これがこれなんだというはつきりしているものはないけれども、底質の汚泥が積もれば酸素が不足して、生物が育たなくなるということは、その部分だけははつきりしているということなんですよ。であれば、湖の湾の中の底質の汚泥の調査というのは、もっと深く広くするべきではないかということで、それを監視していただきたい、調査をしていただきたいということなんですよ、同じ調査ではなくて。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） お答えになるかどうかはわかりませんが、この水質調査をしているのは北海道の機関なんです。それで、定点と申しますのは定まった点と書きますけれども、あくまでも厚岸湖内についてのみ限定して今調査をやっているということで、こういうのはデータの積み重ねでありますので同じ場所で、そういったデータの正確性からいって、同じ場所とか、それから月に何回観測するとか、そういったきちんとマニュアルに沿ってやられているというものと私は思うんです。

こういった状況で、あくまでも北海道のやっている湖内の調査なものですから、一応相談はしてみますが、現在、私どもが口を出せる状況ではないということをご理解いただきたいなと思います。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 3月の質問したときに、そういうような答弁は私にしてくれなかったですよ、口を出せないなんていうのは、それはおかしいと思うんですよ。これは厚岸町の財産の問題にかかわってくると思うんですよ。産業の維持ということに関して、それはとても大事なことだと思うんですよ。

私が言っているのは、例えば2カ所でやったのを6カ所にしてほしいとか、湾だけで



なくて橋の下だとか、そういう場所を変えてやったらどうだということを言っているわけですよ。それは、できるものであれば要請してほしいということなんです。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今、竹田委員のご意見につきまして、そういったことが可能かどうか指導所と相談させていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 次に進みます。  
ありませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。  
2目水鳥観察館運営費。3目廃棄物対策費。  
6番。

●佐齋委員 ちょっとコンポストのことで聞きたいんですが、現在までコンポストで数にしてどのくらい配付されているのか。それから、コンポストの単価、1つ幾らするのか。それから、生ごみがこのコンポストを配る前と配付した後に、もしそういうようなデータがあれば、生ごみの量ですね、コンポストをやる前とコンポストを出してからと、もしそういうデータがあればお知らせをしていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 申しわけございません。

現在の配付数でございますが、1,910個でございます。それで、ご質問の趣旨は、助成の額ととらえてよろしいでしょうか。1個当たり4,000円を助成してございます。それから、2個目については1,500円を助成しているところでございます。

それから、これによる生ごみの削減、幾らになったかということでございますが、これについては具体的にデータとしては持ってございませんが、実はコンポストの使用がどのくらいあるのかという調査はしてございます。配付した中では、約半数の方が使われているということはわかっているところでございます。それによって、燃えるごみと一緒に出されるものですから、それがどのくらい削減になっているかというのは、なかなかわからないということでございます。

●委員長（音喜多委員） 6番。

●佐齋委員 単純計算で4,000円にして764万円ですか。ただ、私言いたいのは、私の町内にもあるんですけれども、実際最初、私も頼まれて配ったことあるんですけれども、そ

の使い方がわからないのか、使われないで放置されているのが結構あるんですよ。それで最初、町で無料で配ったものですから、ただだからもらっておけというような方も何かいたみたいなんです。せっかく税金を使ってやるんですから、せっかく配っても使い方がわからないのか、その辺もう少し宣伝して、もう少し使いやすいようにしてやっていけば使われる。使っている人は、2個、3個と使っている人います。うまく使って、私もうちでやっていますけれども、確かに堆肥なんかもできますし、その辺もう少し宣伝をきちんとされて、ただ配ればいいんでなくて、やはりその後もきちんと計画を講じて、皆さんの税金でやるんですから、使っていただくような方法を講じていただきたいなということでございます。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） このコンポストの普及につきましては、折に触れて広報しているわけですが、前にも具体的な図解した使用方法も示したこともございます。ご質問者おっしゃられるように、これは使っていただいてこそ生きるものでございますから、そういったものがより普及するように具体的な使用方法等はこれからのどのように表現したら、よりわかっていただけるかということを考えながら、周知してまいりたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

4 目ごみ処理費。

13番。

●室崎委員 町長の行政執行方針の中で、事業系の生ごみの堆肥化処理の拡大を図るということをはっきりうたっています。去年あたりから始まってきたわけですね。最終的には、家庭生ごみにいって、家庭生ごみの7割とか8割までは、そういう形で出された生ごみの堆肥化を図っていきたいというような話だったと思うんですが、そのいわば第一歩として、事業系のところの生ごみということだと思うんですが、その点ちょっと説明してください。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 事業系の生ごみの堆肥化につきましては、試験的に18年度から取り組んでございました。昨年度も、堆肥化の量をふやしてきたわけですが、これを来年またさらにふやしたいというふうに考えてございます。現在の見込み数量では、平成19年段階では年間20トンというふうに想定しておりますが、これをさらに71

トンから、これはあと堆肥センターのほうとの協議も必要ですが、状況がよろしければさらに22トンほどこれに上積みできるかどうかというのは、現場も動いてから検討したいというふうに考えているところでございます。

それから、それ以降につきましては、ご質問者がおっしゃられたように、事業系をまず堆肥化にもっていった後に、家庭系のほうに取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、今年うまくいけば90何トンになると、そういうことですね。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 基本的には、そのとおりでございます。

ただ、申しわけありません、ただし書きをつけさせていただきますが、あくまでも見込み数量でして、現在の見込み分というのは実際に集めてみると、実は毎日最大量がくるわけではないというのがわかりまして、かなり減る傾向にあるというのはわかりましたので、今申し上げた数字よりは下がる可能性はかなりあるということでご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 こっちが出すものではないからね、当然こっちの見込みどおりにいくかどうかはわからんけれども、90トンくらいのものであれば出されても何とかましようというように考えていますということですね、それは結構です。

それで、前の議会で私お聞きしたんだけど、生ごみの堆肥化をして、そして牧草地や、あるいは食料生産の肥料に使ったりするということになりますと、いわば食物の循環の中に食物残渣を入れるということになるわけです。これに対しては、この前も言ったように環境省のほうで出している中でもって、明確にリスクマネジメントをきちんとやってくれということを言ってましたですね。それは化学物質であるとか、農薬であるとか、今食料の中に農薬が入っていたというのが大騒ぎになりましたけれども、あるいはそれ以外のもろもろの化学物質や重金属の問題がありますから、そういう点でリスクマネジメントをきちんとやってくれということを環境省はもう相当大きく言っていますよね。前の議会のときに、そのことをお聞きしたときに、リスクマネジメントというものについては、何も勉強していないので時間くれないかというお話でしたので、はいわかりましたということをお聞きしたときに、その後どのようにになりましたでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時49分休憩

午後 2 時50分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。  
環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、私、環境政策課のほうでは、一般廃棄物として生ごみを集めて、それを堆肥センターのほうに搬入するというので、その段階でこういうものが持ち込まれては影響があるから、持ち込まないでほしいというリストをいただいでございます。その中では、影響があると言われているのは、先ほど言われました重金属類が含まれている可能性のあるホタテのうろだとか、イカうろだとか、そういったものを含めないというのが、まず1点。

それから、廃食用油の混入があると、かなり堆肥化に影響があるということで、そういったものも混じらないようにと。それから、これは食べるものではないですが、一緒に生ごみとして入る可能性のあるものとして、割りばしだとかナイロン、ポリ容器類、紙類、それからカキ殻とかツブ殻、こういったものが堆肥化される段階で中にまじってしまって、草地に巻かれると間違えて牛が食べてしまう可能性もあるということで、こういった固形物も入らないようにということで、産業振興課のほうから私どものほうに言われております。この部分については、我々も排出される方と十分そのあたりの打ち合わせをしながら、今後進めてまいりたいというふうに考えおります。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 前回のときに私、リスクマネジメントの話一般質問でやったんだ。そうしたら、分別をきちんとしてもらうようお願いしていますという答弁だった。そんなものは、リスクマネジメントではないよと言ったんだ。そうしたら、あなたのほうでリスクマネジメントについて勉強したいから、時間くれないかと言った。私は、人間が非常に心根が優しいですからね、それ以上困らせるようなことはしたくないから、それでわかりましたと言ったんだ。それから何か月たちましたか、同じ話しているんです。それはリスクマネジメントの問題じゃないですよ、何も勉強していなかったんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私の立場だけで申し上げて申しわけございませんが、一応、環境省のホームページに生ごみの堆肥化についての部分があるかないかという部分を確認させていただきました。

ご質問者おっしゃられるように、そういった影響があるのでリスクマネジメント、リスク管理をきちんとするようという一文はございます。それをどのように行うのかということは、これまでの期間の中で探してまいりましたけれども、見つからなかったと

というのが現実でございます。

それで、受け入れていただく側、産業振興課のほうと来年度の部分の搬入について打ち合わせさせていただいたという中で、いわゆるこういったものが搬入されてしまうと影響があるという部分で、先ほどの答弁した内容について我々のほうに示された。我々としては、それを影響しないような形でもって、生ごみを搬入するというところで、そういった影響が出ないような管理体制を引いていきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 事業系の生ごみであったとしても、家庭用の生ごみであったとしても、それを分別しているのは町の担当者ではないんですよ、相手方なんです。ということは、論理、可能性としては、何が入ってくるかわからないんです。ただ、やってくださいというお願いはしますよ。だけれども、人のやることですから、間違いだってあるし、まさかそんなものが入っていないと思ったのに入っていることだってあるわけですよ。そこで初めてリスク管理の問題が出てくるんでしょう、違うんですか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時56分休憩

午後 3 時30分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） リスク管理の関係で、町営牧場の関係についてお話したいと思います。堆肥センターでは、ふん尿あるいは下水道で、それぞれ水産系の廃棄物、生ごみ等で堆肥をつくっております。その堆肥につきましては、町営牧場内の畑に還元してございます。その還元している面積は330ヘクタールあります。そのうち、1年間に110ヘクタールを実際に、そのできた堆肥をまいてございます。その後のことでありますけれども、毎年、土壌の影響データにつきましては、下水道事業で委託をして継続して、その検査を行っております。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 非常に専門的なご答弁でありまして、私のような素人にはよくわからないんですけれども、何ですって、これだけの広さにこれだけまいてます、検査しています、何の検査をどうやってやるんですか。

それから、私聞いているのは、それは何ですか、大変広いところに希釈してまかれるから、何も心配ないんだという意味で今面積の話を始めたんですか。それとも、たまたまやっていますよというだけの、口ならしの意味で言っただけですか。

それから、何だか委託して検査していますというんだけど、それも土壌をどうのこうのと言っているんだけど、それどういうことなんですか。堆肥をまいたときの土壌の検査では、例えば残留窒素の検査なんていうのはありますよね。んだけど、今回の問題とはそれはちょっと違うでしょう、どういうことなんですか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 3 時32分休憩

午後 3 時35分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 先ほど答弁申し上げましたけれども、先ほどお話したのは畑に、草地にまいている頻度についてお話をしました。それにつきましては、330ヘクタールを3年に1度、1年間に110ヘクタールずつまいているというふうに答弁を申し上げました。

そのほかに、その110ヘクタールをまいておりますが、それらにつきましては土壌分析を下水道事業で委託をしているところで継続して検査を実施してございます。そのほかに、先ほどは申し上げませんでしたけれども、でき上がった堆肥につきましても分析をして、継続して検査をしてございます。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ご質問者のご心配をいただいているのは、今言った結果論の話ではなくて、きちんと事業所系の生ごみを回収する以前に、こういうものは堆肥化するのに大変影響があるというようなことをきちんと説明して、それで排出されたものが適切なものが排出されているかというチェックをきちんとするという、それから堆肥化センターに搬入されたものがどういう形でチェックをするかというようなことをきちんとマニュアル化できるものであればマニュアル化をして、その現場、出す人、それから集める人、集まったものをチェックする人という段階的な管理体制というものをしっかり構築をして、今、産業振興課長が言った最後の土壌の分析まできちんと行っていくということが大事だろうと思います。

大変申しわけありませんけれども、その辺の体制の構築というのが、いまだにでき上がっておりません。事業者からの生ごみを回収するという段階までに、きちんとそういう管理体制というものを構築してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理

解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今、副町長が100点満点の答弁をしてくださいましたので、私もやっと安心いたしました。ただ、私これこの前の12月の一般質問で言っているんですよ。そして、それからこの三月間、まだ体制ができなかった、こういう問題があるというのがわかって今やっているんだというのであればいいんだけど、それ何でしょうというような話がまた3カ月後に出てくるようでは、大変に心もとない。リスク管理のリスクは、人のほうにあるんじゃないかと言われても、何と答えますか、これではだめですよ。

それで、今、副町長おっしゃったように、それぞれの段階がありますよね。そこでやはりきちんとしたものをやって、妙なものが循環の系統の中に入ってこないようにするためにどうするか。それで、そういう意味でのモデルというのは幾らでもあるわけです。例えば、今ちょっと思いついたのでは、牛乳がありますよね。牛乳が牛から出て消費者にわたるまで、何段階もチェックされてきます。あれがまさにリスク管理ですよ。

そういう意味で、きちんとしたものを構築して、せっかく厚岸町はすごくいいことをやっているわけだし、今も。そして、またなおそれを一步も二歩も進めようとしているんですから、せっかくいいことをやる時には変なところでもって足をさらわれるようなことのないように、きちんとしたものをお願いしたいし、なお一層担当者におかれてはきちんとした勉強をして、意識をきちんと持っていただきたい、これを切に願いますところですよ。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 大変申しわけございません、まずおわびを申し上げたいと思います。

12月の定例会の段階で、そういうご指摘があったということで、私のほうからもきちんと勉強しておくようにという指示は、そのすぐ後にしたつもりでございます。

しかし、ちょっと考え方といいますか、勉強の仕方といいますか、理解の仕方というのが不十分だったということはおわびを申し上げたいと思います。

なお、実際に動き出すまでの段階で、きちんとした体制を構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） ほか、この目でございせんか。

2番。

●堀委員 私のほうは、ごみ焼却処理場整備事業についてちょっとお聞きしたいんですけども、3カ年の実施計画では平成18年から21年までで約2億5,500万円という事業投資で改修を図っていくという計画になっているんですけども、ごみ焼却処理場、過去には法改正や何かでも大規模な改修というのも過去から行われてきている。それでお聞き

したいのは、このごみ焼却処理場、施設耐用年限というか、使用期限というのは何年くらいを見込んでいるのか。また、それがきたときに現況の施設規模なり、施設容量というもので建てかえたときには、幾らぐらいの施設というものが必要になるのかというのを教えていただきたいんですけども。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ごみ焼却処理場は昭和52年に建設されたものでございます。よって、この種の施設としては、かなり長持ちしている施設として見られております。こういった状況で使えるのは、大規模な改修を重ねながら大事に使ってきた結果でもあるんですが、これから何年この施設が使用できるかというのは、もうかなり躯体自体はそのまま、外側ですね、ただ中の設備はたび重なる改修で新しいものにも取りかえています。それは全部ではないということで、これは希望的な観測も含まれますが、18年度に改修したということで、それからおおむね10年をもたすことができるとは考えているところであります。それは、私が10年もちますよという保証をするということではないということをご理解願いたいと思います。

建てかえたときに幾らかかるかということでございますが、通常、この種の施設を建てかえる場合はトン当たり1億というふうに言われています、1日当たりの処理の。それからすると、厚岸町は今16トンから17トンですから、16億から17億という計算になります。

ただし、これは質問にないことではございますが、現状の中では単独で、厚岸町だけで建てかえるというのは、もう認められないという状況になっていることをつけ加えさせていただきますと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 最後は、2回目で聞こうかと思っていたのであれだったんですが、今後は広域化というものがどうやっても必要になってくると。各町村、それぞれ現有施設があったときに、耐用年限も当然ばらばらだと。一体、厚岸町の使用限界がくる、今予想では10年後といったときに、広域化というものがスムーズに図れるものなのかどうかというのをお聞きしたいんですけども。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 広域化の件につきましては、釧路広域連合のほうでごみ処理をしていると。そこに入っていない厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町の4町で広域化の対応をどのようにするかという検討を重ねてきてございます。その中で、いろいろな選択肢があるわけですが、その前提となる各町の施設の耐用年数ですね、どのあたりが見極めるべきかということが実はばらばらであるという状況があります。

最初に厳しい状況になったのは、ご存じのとおり厚岸町であります。ただ、厚岸町は



排ガス基準をクリアする、それから設備の腐食がひどかったということで、早急にもう平成16年度の段階で対応を北海道から求められておりましたので、まずその対応をきちんと抜本的対策を講じなさいというのが北海道の指導でした。ですから、18年度にああいった大規模な改修をしたわけですが、その結果として厚岸町はかなりいい状況になったと。ただし、新聞でも掲載されましたが、他の町の施設ではかなり厳しい状況になっているところもあるということで、かなり温度差があると。

そういった中で、ではこの4町で1つの施設を建てるべきか否か。4町で組むのか、それとも2町でも広域になるわけですから、2町でやるかとか、いろいろな選択肢があります。その中で、もう一つは、釧路広域という部分との関係をどうするかという部分も、選択肢の中ではあるのかなという議論もあります。そういった条件の違い、それから選択肢、こういったものを見極めながら、これから4町で検討していくんだと、一緒に行動するんだという確認はしているところでありますし、これから継続的に意見交換するという状況になってございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 この施設、広域なりでも何とか処理してもらえる施設というものがなければ、やはり町民生活にも重大な影響を及ぼすというのが当然わかるわけですし、10年というのは長いようで本当に短い。次期の総合計画といったものも10年という中で、その中にも当然盛り込まれてくるんだらうというふうには考えるんです。そういったときに広域化、具体的な話というものをできるだけ速やかにつくり上げてもらう。これが財政的にも余裕があって、基金の積み立てとかも十分にあるといったような中であればあれですけども、いつ何どき壊れてしまってもおかしくないと言ってしまえばそれまでなんで、先ほど13番さんも運用に関してのリスク管理と言っておりましたけれども、施設管理としてもやはりリスク管理というものが常にあると。それは、1年1年過ぎるたびに、どんどんどんどんそのリスクというのが大きくなっていくといったものを考えたときには、早目の広域化の検討、調整というものを図った中で、10年内なり、そういった中で施設整備という具体性というものを早目に町民のほうにも見せてもらいたいなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

今、担当の課長から答弁ございましたが、厚岸町といたしましても、この問題については行政課題の大きな問題であるという認識を持っておるわけでございます。

今、堀委員が言いましたとおり、将来を見据えて速やかなる対策を講じなければ、10年といってもすぐに近い、当然のことです。そういう意味で、実は補助金の関係等で1町ではできなくなりました。広域でなければ補助金が出ないという時代を迎えたわけでありまして、そういう中で当時、釧路市の高山に建設予定であった広域連合というものがございましたが、厚岸町としては平成12年のダイオキシン対策として改築をし

た、あと10年はもつだろうという見通しの中で、当時いろいろ議論いたしました。といいますのは、やはり何といたっても経費の関係、負担の問題です。そういう中で、連合としては加入した時点から運営費を払っていただきたいというお話でありました。厚岸といたしましては、将来まだ10年もつという可能性があったものですから抜けたと。厚岸町が抜けたと同時に、今言われた浜中、弟子屈、標茶も同様に連合から抜けたわけであります。

その後、4町でいろいろと協議を既に重ねているところではありますが、釧路市の高山にできた処理施設というものがまだ余力があるというお話も今ございます。そういう中で、4町でやるのか、釧路市もとの連合の中に入ってやるのか、今もう既に検討に入っております。そういうことで、厚岸町の重要な行政課題として、これからは速やかなる結論を出していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） ほか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

5目し尿処理費、ございませんか。

14番。

●竹田委員 し尿処理費でお伺いします。

12月だったと思うんですけども、下水道のほうに門静にある今のし尿処理衛生センターの部分について、有明のほうにある最終終末場のところに運搬か排水管か何かで経路をつくって、そこに収集をするということで、そのし尿処理衛生センターの費用を改善していったらどうかということに関して、実はそれについて話は少し進んでいますよということで説明がありました。その後、どのような形で進んでいるのかお聞かせ願いたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

いわゆる現在の衛生センターで処理しておりますし尿、それらを下水道の終末処理場で処理するという検討課題でございますが、あのときもお答えしましたが、かなりこれは検討してから実現まで期間がかかります。というのは、現在、衛生センターも稼働しております。補助金の関係もございまして、耐用年数の関係もございまして、ですから、その転換する時期も、これから見定めなければなりません。その時期が決まってから国の、これは補助事業で行いますので、国の協議、北海道や国への協議、そしてそれがまとまった後に下水道事業で行うということになりますので、現在認可を受けている事業の変更の手続きがございまして、もろもろ、そういった時点から四、五年後でないと、実際にそういった施設での処理ができないということでございまして、まだちょっと先と

いうご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 ここで問題なのが今現在、このし尿センターの運営費というんですか、加算したら8,687万ほどかかっていると。これが今後、この下水道事業でもしやろうとするときに、どれだけの経費削減ができるかというのが一番の問題になってくると思うんですよ。やることによって、大した変わらないんだということになれば、やらなくてもいいことになってしまうので、その辺の事業の費用対効果というんですか、そういう部分を早目に計算だけして、事業をやるかやらないかということの進め方が一番大事ではないかと思うんですけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

これはあくまでも仮の試算でございますが、衛生センター自体をいろいろな形で若干使うという前提もございますが、第1段階目としては約3,000万円近くの削減が見込めるという現段階での試算額は持っております。これはし尿センターのほうの額になっております。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 削減できるという効果があるのであれば、なるべく早くそれを検討していきたいなというふうにお願いしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） おっしゃるとおり、十分検討してまいりたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 次に進みます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。2目農業振興費。  
2番。

●堀委員 178ページ、町営牧場管理施設整備事業です。3カ年では、牛舎改修2棟というふうになっているんですけれども、どのような改修を行うのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 町営牧場の管理施設整備事業であります。大別の町営牧場内にあります冬期舎飼、A棟、B棟、2棟ございますが、その改修事業であります。

内容であります、床のコンクリートの補修、それから壁、ブロックですけれども、その補修、鉄板の張りかえ、それから屋根の鉄板の張りかえ、以上でございます。2棟で2,500万円の事業費で行うという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 この改修に伴って、飼養頭数がふえるとかということはあるんでしょうか。

それと、あとたしかA棟、B棟、それ以外に昔のバンガーサイロを牛舎に使っているところもあったと思うんですけども、そちらのほうの改修というのは入っていないというふうに考えてよろしいんでしょうか

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、バンガーのほうの改修は考えてございません。

それから、このA棟、B棟の改修ですけれども、平成17年度に料金の改定を行いました。その際に、そういった内容についての整備も行うということでありましたし、それから相当傷んでおりましたので、今回この2,500万円をもって改修を行うという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 飼養頭数をふやすことができるのか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 飼養頭数の増も当然見込まれますが、最近の酪農情勢、非常に厳しい中でも青天井で搾れるということでありまして、当然、後継牛もだんだんふえてきて、秋には昨年を上回るのではないかという予想も立てておりますので、そういった頭数増にも貢献できるというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうしたときに、冬期舎飼というのは町営牧場の施設使用料としての重要な収入だというふうに思うんですけども、現状、パドックの面積というのが、飼養頭数はだんだんだんだんふやしているんですけども、パドックの面積というのはほとんど変わっていないんですよ。冬とか、冬期舎飼が一番多いところだと、本当に牛がもう横すれ合うような密集状態の中であるんですけども、今後そうしたときには固体管理といった中で、やはり限界が生じてくるのではないかと、事故や何かというものの発生するおそれというものもあるのではないのかなと。そうしたときには、パドックの改修、面積の増というものも考えているのかどうかというのを教えてもらいたいんですけども。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 頭数に応じて、複数あるパドックでありますので、頭数管理等、今後、牧場内で頭数管理等をこれまで以上にきちんと行うよう、牧場のほうとも連携を取りながら行っていきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今回の予算で教えていただきたいんですが、農業振興一般で新規就農奨励金7万円、これの内容。

それから、中山間地域直接支払推進事業の投資で需用費の消耗品費42万9,000円、これはどういうことに使うのか教えてください。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、新規就農奨励金でありますけれども、この関係につきましては尾幌地区で新規就農をされている方が5年を経過して、今度この技術期間が終了するというところで、さらに施設の固定資産税が生じます。それで、条例でこの固定資産税を町のほうで支払うという条例になってございますので、その分の予算を計上したという内容でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、中山間地域でありますけれども、この事業費のお尋ねでございましたか。

（「消耗品」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） この事務費につきましては、交付金を出すための事務費でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この新規就農の奨励金についてはわかりました。

それで、厚岸町内の離農がずっと続いていますよね、それで新規就農者を受け入れてはということが今回の議会でも出ていたように思うんですが、現在離農をされた後で新規就農者を受け入れ得るような状態にある農地、施設、その辺はどのくらいあるものなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 今現在、私ども把握しているのは大別が2戸、それから片無去地区、それから尾幌地区。
  
- 谷口委員 大別2戸に片無去は何ぼ。
  
- 産業振興課長（大崎課長） 片無去は1戸です。それから、尾幌地区が1戸ということで、今現在把握しているのは4戸です。
  
- 谷口委員 尾幌何ぼ。
  
- 産業振興課長（大崎課長） 尾幌1戸です。
  
- 委員長（音喜多委員） 10番。
  
- 谷口委員 これはあれですか、農地がそういうふうにあるということなんですか、それとも牛舎等も含めて、すぐにでも入れるところがこういう状況にあるということなんですか。
  
- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。
  
- 産業振興課長（大崎課長） この4戸は農地と、それから施設両方ついていますが、農地の一部については賃貸借で既に借りられている、利用権が設定されているところも一部あります。
  
- 委員長（音喜多委員） 10番。
  
- 谷口委員 農地を遊ばせておくというわけにはいきませんよね、今は当然。ですから、それはきちんと使用貸借されているんだろうなというふうに思うんですけども、現実としてこういう空き農地が出てきているということだと思っんですよ。  
 そうすると、きちんとした利用がされていけば、新しい農家を就農させるということになっていくと思うんですけども、今後新しく酪農家をやりたいとか、新規就農されたいと、そういうふうに考えている人が町内にいるのか、あるいは町外にいるのか、その辺の把握はどういうふうにされているんでしょうか。
  
- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。
  
- 産業振興課長（大崎課長） この新規就農者の関係でありますけれども、農業改良普及センター、町内にありますけれども、そこの情報によりますと、町外の方で1件、できれば厚岸に行きたいと、もともと町内にいた方で、今別な道北のほうにおられる方だそうなんですけれども、厚岸町に行きたいという方がおられて、農協さんのほうでも今現在、

そういう情報をいただいて、今それについてのお話は聞いてございます。

そういった職種の関係、農協といろいろとそういったやりとりを重ねながらやっていくのが私どももベストだと思います。せっかく新規就農者の誘致条例もございまして、平成3年からこれまで4件、そういった実績もあるわけでありますから、そういった離農対策というか、誘致対策というものもありますし、町のほうでもそれらの情報をつかみながら、今後、農協とも新規就農の関係について、それから農業改良普及センターのほうとも情報交換を積極的に進めてまいります。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 町外から、そういう希望者があるということはわかりましたけれども、町内でも例えば酪農ヘルパーだとか、それから実習生といいますか、酪農実習、そういうことをされている方々の中に、今後そういうものを目指していこうというような考えを持ちながらヘルパーだとかに携わっているというような人というのは、いないんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 具体的には、私どものほうには入ってございません。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 その辺の調査も一般的に、随分若い人もそういう仕事に携わっているというふうに聞いているんですよ。そうすれば、やはり行く行くはそういうことも目指していくことを事業の中に入れておくことも大事ではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺ではどうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） その新規就農の関係でありますけれども、今おっしゃられたことにつきましても、農協等と十分協議しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 当然そうなんですけれども、やはり農協もそうですけれども、農業委員会あたりの対応もどうなっているのかということも大事だと思うんですよ。ですから、そういう連携というか、そのあたりをきちんとしていただかなければ、どこかでアドバレンスが上がったけれども、おれたち知らないよということになっていっては困ると思うんですよ。その辺でしっかりとした連携体制をとっていただかなければ、町は考えたけれ

ども、いや農業委員会は知りませんでしたと、あるいは農協はそんなこと考えていませんよというのでは困ると思うんですよ。

ですから、このあたりをしっかりとしたものにした計画を早急につくり上げていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） おっしゃるとおりであります。農協含めて、農業委員会さんにつきましては、もちろん農地の流動化の関係もありますし、それから農地が遊休化するということについても、それは防止しなければいけないというふうに思っております。農業関係機関とも、これらについても十分連携を密にしながら対応をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

11番。

●大野委員 ただいま谷口委員もおっしゃっていましたが新規就農、これ単身でも条例の中で認めているんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 単身では、この条例の対象とはなりません。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 そうすると、今酪農ヘルパーとか実習生とか、ほとんど単身ですよ。やりたいという希望があっても、なかなかやはり結婚しないとできないというリスクがありますよね。そういうのを少しでも改善していくような手だてというか、最初は1人で始めて、そのうち、難しいのかもしれませんが、どう考えているかお聞かせ願います。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 施設等を含めて、それからやはり生き物を扱うわけですから、そういったことで1人では私はちょっと無理があるのではないかなというふうには思います。

●委員長（音喜多委員） 次に進みます。

3目畜産業費。

10番。



●谷口委員 本年度、この自給飼料増産総合対策事業というのがないんですが、非常に今輸入穀物だとかの輸入等で大変になっていますよね。そうであれば、この事業が継続されていくべきではないのかなというふうに考えるんですけども、これはどこかの事業に組み替えられているんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 12月の議会でも若干触れましたけれども、北海道草地協会というところが窓口になりまして、農協が取りまとめをして、そちらの草地協会の事業で現行の事業が継続されて、ヘクタール当たり6万円という補助なんですけれども、そちらのほうで現在行われておりまして、前にありました北海道自体の現行のその事業については昨年で終わるということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●谷口委員 この予算には載ってこないということ、もう一切。

●産業振興課長（大崎課長） ええ、載ってこないんです。

真っ直ぐ、農協さんと、それから生産者のほうで行う事業でございます。また、5月末に、そういったデントコーンの関係の事業が追加措置としてできる可能性がございます。それらの情報が入りましたら、お互い農協と連絡を取り合って対応していきたいなというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

4日農道費。

15番。

●石澤委員 太田第2地区の農道は、これは8番道路のことですよね、あそこは、違うんですか。これはどこなのかなと。

あと、別寒辺牛の道路はわかるんですけども、あれは若松になるのかな、武隈さんの道路なんですけれども、町道なんですけれども、あそこは営農してまして、牛乳を集荷するために必要な道路なんですけれども、あそこだけなぜちゃんと整備されていないんですけども、あれの計画はあるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 太田第2地区でございますけれども、これにつきましては6番通りと、それから3号通りと、それから8番通りを走る。

平成19年から23年までの事業で行っていくものでございます。

それから、ご指摘ありました別寒辺牛地区の道路整備でありますけれども、お尋ねのところについてはこの事業に入っております。それで、今回その調査測量設計事業ということで、6,000万円のうち25%の1,500万円の負担をするということで予算計上をさせていただいております。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 この道宮別寒辺牛地区道路整備事業ってあるんですけれども、これ集乳道の整備事業と考えてよろしいんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 一般農道でありまして、集乳道とは別でございます。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 ということは、幅の広い道路と考えてよろしいんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 幅員4メートルの全幅6メートルでございます。集乳道と同じです。全幅、それから幅員とも4の6です。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 ということは、センターラインない道路と言ったらいいのか、太田の4番道路とかと一緒にの道路と考えてよろしいんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） そのとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 今、聞いていて、道宮別寒辺牛地区道路というのが、これが武隈さんのところの道路だというのがわかって、お聞きしたいんですけれども、事業内容としては調査測量

だと。実は、あそこの路線というのは、昔一度、道営草地で道路整備改良事業で計画を立てて、1度用確等の設計というものを行っておりますよね。今回は、そのときの成果というものの活用というものはされるのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 一部、その成果は併用となります。今回、2路線なんです。先ほどおっしゃいました武隈さんのところと、それから昔、公社営でやった道路で相当カーブがきつい路線がありまして、別寒辺牛、糸魚沢方面に抜ける道路があるんですが、そこまでの道路と3つありまして、延長が5,474メートルということでございますので、2路線ということでお考えいただければというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 もう1路線というのはあれかな、そうすると千田さんとかがあつたところというふうに理解してよろしいでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） そのとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後4時20分休憩

午後4時25分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） この図面、ちょうど中央になりますが、上風蓮大別線が北のほうに向かっておりますが、若松というところの書いてある下に63で丸が書いてある、そこがちょうど起点になります。そこが武隈さんのあたりということになります。そこから右側のほうに真っ直ぐ、西13線の交差点までいきます。ここは通常、皆さんゴクロウサンと言っているところらしいんですけども、この交差点から下のほうに今度いきまして、それが千田さんとか、宮本さんとか、そういった農家があります。向山さんとかも、この道路になります。それで、町道の糸魚沢茶内間道路、それにここが続いているということになります。この下のほうの道路が旧公社営建設事業でつくった道路でありまして、これが終点ということになります。

以上です。

- 委員長（音喜多委員） 10番。
  
- 谷口委員 そうすると、これは今年度は調査で、事業はというふうに進んでいくんですか、結果的には。
  
- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。
  
- 産業振興課長（大崎課長） 平成20年度、今年から平成24年までの5年間ということでございます。今年は、調査測量と設計を同時に行いまして、6,000万円の事業費で25%負担ということでございます。路線的には2路線となりまして、全体の延長が5,474メートルということでございます。  
次年度以降については、改良工事から行い、平成21年からは改良工事から行うという内容でございます。
  
- 谷口委員 いやいや、それでどこからというふうに進んでいくんですか。
  
- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。
  
- 産業振興課長（大崎課長） 武隈さんの側からやるか、それとも糸魚沢方面からやるか、これにつきましてはまだ道営事業なものですから、道のほうでまだすり合わせができてございません。とりあえず、今年は調査設計ということで。
  
- 委員長（音喜多委員） ほかありませんね、進みます。  
5目農地費。6目牧野管理費。  
2番。
  
- 堀委員 町営牧場の運営についてお聞きしたいんですけども、平成19年度の牧場使用料、そして20年度の使用料といった中で、実績と頭数の予定とかをお聞きしたんですけども、それを聞いて冬期の舎飼というものが20年度の予定で1,200頭となっていると。この冬期の舎飼については、大体施設収容頭数、最大が1,350だというふうに私は理解していたんですけども、それに対して1,200頭ですから大体いいところなんですけれども、夏期の放牧、預託牛というのがたしか2,700か2,800ぐらいに対しての2,000頭というふうになっているんですけども、この夏期放牧の頭数について今後どのようなようになるのかというような見込みというか、そういったものはあるのでしょうか。
  
- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。
  
- 産業振興課長（大崎課長） 先ほども若干触れましたが、平成20年度につきましては生乳が前年比104%ということで、増産に転じているということでありまして、収入が増加

する方向にあるというふうに見てございまして、増産体制に入りますと、当然、後継牛、そういった問題も出てきますので、その後継牛が飼養頭数が後継牛増加するということでもあります。増頭になりますと、どうしても自分の牛舎で飼う分につきましては、えさのほう非常に心配だということで、町営のほうに預託すると、そういう意識が高まるのではないかなというふうに見てございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうしたときには、この夏期放牧の2,000頭というのが実績としては2,100とか2,150とかというふうには上回るというふうに考えてよろしいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） そのとおり、預託ニーズは高まっているのではないかと、落ちないというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 わかりました。

ただ、一番最大であったときというのは、やはり二千四、五百といった時代というのもあったと思うんですよ。このセタニウシ団地ができた当時というのは、そのくらいあったのかなというふうに私は記憶していたんですけども、それが大体2,000頭まで落ち込む、約3分の1というか、端的に2,700からあれですから、74%ぐらい落ち込んでいるのが現状だと思うんですけども、やはり今回こういう増産になった中で、ふえることはいいんですけども、今後、牧場運営として2,000頭ぐらいの頭数を割り込むようなときというのは、牧場管理今3団地ありましたよね、大別団地、別寒辺牛団地、セタニウシ団地というふうに3団地あると思うんですけども、そして3団地それぞれに放牧をしていると。その放牧管理といったものも、やはり集約化を図るべきではないのかなと。団地分散すれば、当然それだけ放牧管理に係る人件費、また草地管理をすれば、当然それに係る肥料代というのにもかかってくるわけです。1団地を閉めるとかというのは極端な話ですけども、やはりそういう集約というものも今後は考えていくべきだというふうに思うんですよ。

現状、今回この予算に上がっているのが1億5,100万円、歳入のほうは確かに2億1,100万円ということで、人件費は入っていないんですよ。人件費入れてもまだ黒字という、単年度では黒字とは言えるのかどうなのかというのは、償還金や何かを入れると当然赤字なわけですから、そういった中で常に経営というか、運営の合理化の道筋というものを常にやはり先々を考えて、いかに合理化になるのかというものを考えていってもらいたいと思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 団地の集約化のお話もございましたけれども、まず今現在2,000頭ということで予算化はしていますけれども、平成17年、18年は2,450とか、そしてかなり頭数も入っていました。酪農情勢が悪化したということ、それから減産体制に平成18年から入ったということもございまして、今現在少ない見積もりですけれども、2,000頭ということで計上させていただきました。

その分、当時冬の冬期舎飼がその分ふえているということで、夏の方は減っているんですけれども、その分、冬期舎飼で通年ということで、冬期舎飼のほうがふえているということでご理解をいただければなというふうに思います。

それから、団地の集約化の関係でありますけれども、町としましては放牧自体、当然酪農家のニーズにこたえなければならないというふうに思っておりますし、夏の放牧期間のえさの確保、そういったこともございます。預託の夏、冬通しての通年化も可能ということでありますし、これからそういうことを可能とするには、どうしても現在の3団地が必要なのかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 夏期の放牧頭数が2,400とか2,500とかというものが確保されるのであれば、私も余り強くは言わないんですけれども、やはりこの2,000というのは一つの節目というふうにとらまえるべきではないのかなと。一番新しい団地がセタニウシ団地ですか、国営の太田地区が最後でつくった団地なんですけれども、そのときの計画頭数が1,100頭といったものがあると、別寒辺牛が1,000頭ぐらいあるのかなというふうになるんですけれども、現状ではその計画頭数だけを端的に考えれば、セタニウシ団地と別寒辺牛団地だけで間に合うという、この2,000頭であればですね、間に合うという計算になるわけなんですよ。

そういったときに、大別というものの放牧管理をやめてしまって、採草なり、そういったものにむしろ集約をしてしまうというふうに、常に経営の合理化。確かに通年通して考えたときには、冬期舎飼があるおかげで牧場というのはこれだけ収益というものを上げているんですけれども、ただ冬期と夏期というのはある程度分離して考えるべきだと思うんですよ。通年で黒字というか、それなりの収益が上がっているからいいんだではなくて、冬期なら冬期でも当然経営の合理化、運営の合理化というものを図るというのはあると思いますし、夏期放牧なら夏期放牧についても、やはり運営の合理化というものを常に考えていってもらいたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 頭数なんですけれども、あくまでも1日平均ということで述べさせていただければなというふうに思います。

それから、町が牧場、農家から預かった大切な牛を、財産ですけれども、預かってい

ます。草地整備にはどうしても、草地のお話をされていましたが、草地整備については優秀な後継牛を育てるのに、どうしても私は必要不可欠かなというふうに考えてございます。これからも、計画的に草地を整備をいたしまして、優秀な後継牛を育てるには、どうしても3団地が私は必要というふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 わかりました。

現状の中で、まだそれだけ切迫した状況ではないのかなということで、余りそういう議論にもならないのかなとも思うんですけども、草地、当然今年とか別寒辺牛とかでは草地の更新、更新というのは余り聞こえは悪い、整備というものをやるといった中で、粗飼料の確保といったものの考えでは、今の段階では確かに3団地というものも必要だと。ただ、草地整備もある程度一段落した段階では、やはり粗飼料も施設の有効利用といったもので考えていただきたいと思いますので、これについてはあくまでも要望、要請というか、今後の課題としてとらまえていただきたいと思いますので、よろしく願います。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 委員おっしゃるとおり、確かに経営も重要な要素だというふうに私は考えています。

平成17年に料金を改定させていただきました。そのときのシミュレーションも、すべて3団地、そういったことですべて計画をさせていただきますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そのシミュレーションのほう、ちょっと私のほう見ていないのであれなんですけれども、そのときは恐らく二千四、五百頭かというような計算で当然シミュレーションされていたというようなのが今までの議論からすると推察できるんですよ。そういった中で、こういうように情勢が2,000頭とかといった、2,000頭は平均ですから、確かに多いときというのは当然、2,300とか2,400とか。ただ、逆に退牧の近い、少ないときには1,500とか1,600とかというふうにも当然なるわけなんですから、平均してならしての2,000頭ですからね。

だから、どうなのかなというふうな部分は思うんですけども、シミュレーションは確かにあれですけども、情勢の大きな変化といったものには、やはり随時対応をしていってもらいたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今後、牧場の運営委員会もございますので、それらと協議をしながら対応をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） ほかはありませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

7目農業施設費。

10番。

●谷口委員 農業農村活性化施設の整備事業、改修補修工事480万円、外壁補修だったかな、となっているんですが、この内容について説明してください。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 農業農村活性化施設整備事業でありますけれども、これらにつきましては外壁の全面的な改修工事ということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、あの施設、コンクリートがかなり、打ちっ放しの何か外壁みたいなのが相当分ありますよね。それ以外の部分は全部やるということですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 外壁は、木の部分含めて全部改修させていただきます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 あの建物、それほど古くないんですけれども、何でそのようにやらなければならなくなったんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 通常であれば、5年に1回の補修、改修というところなんですけれども、あの施設についてはもう10年を経過してございますので、今回予算を計



上させていただいたという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 5年に1回って余り聞いたことないんですけれども、何で5年に1回なんですか。一般的に、何か屋根なんか一定の期間で塗装し直さなければならないというのは聞きますけれども、5年に1回、壁を工事しなければ、そして、これは事業費は補助金なんですか、それとも、一財ですよ、これ見ると。大変じゃないですか、ずっとこれ維持していくということは。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） あの施設については、外壁については木材、木を多く使用してございます。そういった関係で、当時、道営事業であの施設につきましては建てたわけなんですけれども、当時の指導といたしますか、5年ごとにそういった事業額と申しますか、そういった木のゆがみとか、傷みが非常に早いということもございまして、そういう指導を受けたところでございます。

それから、この480万円については、一財ということでございます。農業研修センターのこともございまして、今回このような形で計上させていただいたという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 補助事業で新しい施設つくるのはいいですよ、確かに。だけれども、5年ぐらいしか耐用年数がないものが使われている施設で480万円ぐらいが、今回は5年を超えているということなんですけれども、一定の期間でこれをずっとやっていかなければならないということは、大変なことではないかなと思うんですよ。

例えば、水鳥観察館なんかはかなり木を使用した施設ですよ。だけれども、こんなにお金かかっていないような気もするんですけれども、その辺はやはり今後、事業を受け入れるというか、そういう立場から考えても、こういうのはちょっと考えものではないのかなというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、今後このような例えば類似施設の箱物を建てる機会がございましたら、設計の段階から私どもの意見として、できるだけ維持管理がしやすいような施設ということで要望をしたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 確かにね、今木材、地元の木材だとか、そういうものを使おうだとか、自然に優しい建物だとか、いろいろ言われてつくっていますよ。そういう中で、やはり一定の耐用年数をきちんと確保できる、そういうもう技術もできてきていると思うんですよ。そうした中で、耐用年数が5年しかないということになると、これは初めからわかってきたことなんですか。そういうことでつくっているものなのか、実際使用してきた中で、よくよくあれしてみたら、5年の耐用年数であるということがわかったのでしょうか。そういうのは専門家はどのように対応してきていたんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 木材、木を使ったということでありましてけれども、耐用年数は5年ではないんですね。5年ということではなくて、5年ごとに、傷みやすいので、傷んでいるところがあったら、補修をしたほうが良いという、そういうことでご理解いただければと思います。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今、産業振興課長が答弁させていただきましたけれども、施設そのものの耐用年数が5年ということではなくて、こういう外壁なんかの雨漏りを防止するためのメンテナンス、そういうことをきちんとやっておけば、施設の延命化が図れるということで、今回そういう対応をするということでございまして、これは各施設どこでも言えることだろうと思います。例えば、何年かに1度は屋根の塗装や何かをきちんとやっておけば、例えばの話ですが、尾幌小学校のようなことというのは起きないわけでありましてけれども、先ほど谷口委員さんがおっしゃったように、これまた今朝の新聞みたいな話になってしまいますが、国は建物を建てるときにはきちんと補助は出す。しかし、維持管理、補修、これは自前でやりなさいということがありまして、なかなか手が回せないということでもあります。

それから、つけ加えさせていただきますが、水鳥観察館のほうも、これは環境省のほうで一部、もう2年前になるかと思いますがけれども、外壁からもう水漏れがしてきまして、それは町から強く改善の要望をして、それに応じていただいて改修をしたという経過がございます。

いずれにしても、耐用年数等々を考慮しながら、設計段階からきちんとした対応をしてまいりたいと、そのように考えます。

●委員長（音喜多委員） ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、今日はこの程度にとどめたいと思いますが、いいで

すか。

(「はい」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） それでは、本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。  
よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時51分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 0 年 3 月 1 3 日

平成20年度各会計予算審査特別委員会

委員長